

海津市地域福祉推進計画 (案)

海津市

社会福祉法人 海津市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 地域福祉の基本的な考え方	3
(3) これまでの策定状況と新たな計画について	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	7
4 SDGsとの関係	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1 人口・世帯に関する状況	9
(1) 人口	9
(2) 世帯	11
2 各福祉分野に関する状況	13
(1) 子ども・子育て	13
(2) 高齢者	14
(3) 障がい者	14
(4) 権利擁護	15
(5) 生活保護	16
(6) 防災	16
(7) 再犯防止	17
(8) 地域福祉に関する社会資源	18
3 市民アンケート調査結果	24
(1) 地域コミュニティに関する意識	24
(2) 福祉に関すること	26
4 関係団体等調査結果	29
(1) 地域活動等に関すること	29
(2) 福祉に関すること	31
5 対応すべき課題の整理	35
(1) 包括的支援体制の構築	35
(2) つどいの場の充実	35
(3) 人材育成・助け合いの意識向上	35
(4) アウトリーチ活動・伴走型支援	36
(5) 移動支援の必要性	36
第3章 計画の基本的方向性	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策体系	39
4 本計画を担う各主体の役割	40

5 重点施策.....	42
(1) 多機関協働体制の構築.....	42
(2) 地域でのつながりづくり	43
(3) 地域福祉の担い手育成.....	45
(4) 相談・支援体制の充実.....	47
(5) 移動支援.....	49
第4章 施策の展開	51
基本目標 1 地域福祉意識の向上	51
(1) 人権尊重の推進.....	51
(2) 支え合う意識の醸成	52
(3) 情報提供の充実	54
基本目標 2 地域福祉活動の推進.....	55
(1) 地域福祉のネットワークづくり	55
(2) 地域福祉の担い手づくりの推進.....	57
(3) 交流・つながる場づくり	59
(4) 生活困窮者への支援の充実.....	61
(5) 権利擁護の支援	63
(6) 再犯防止・立ち直り支援	65
基本目標 3 地域福祉の環境づくり.....	66
(1) 相談体制の充実	66
(2) 福祉サービスの充実	68
(3) 住みよい環境づくり	69
(4) 防災・防犯の推進.....	71
第5章 計画の推進	73
1 計画の推進体制.....	73
2 計画の進捗管理.....	73
資料編.....	74

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

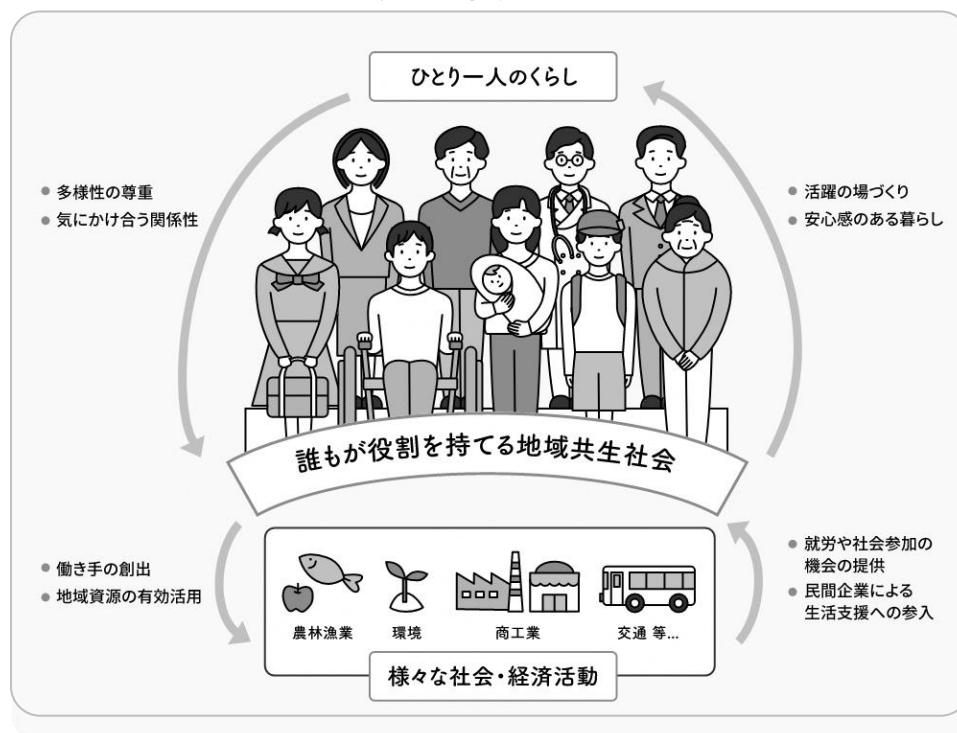
(1) 計画策定の背景

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展、家庭や地域でお互いに助け合う相互扶助の低下、個人の価値観の多様化や地域のつながりづくりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変容しつつあります。これにより、地域ではひきこもり、孤独死、生活困窮者、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題などの新たな福祉課題が発生しており、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間で課題を抱えた方が適切な公的支援を受けられないという問題が起きています。

また近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し社会的な孤立感が高まるなど、市民の生活に大きな影響を及ぼしています。このような中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスのみで支えることは難しく、地域住民や関係団体、社会福祉協議会が共通の認識のもと協働して、様々な支え合いや助け合いの活動に取り組んでいくことが必要となっています。

国においては、平成28(2016)年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会のイメージ



地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29(2017)年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、社会福祉法が改正され、地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制作り(第106条の3)と、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。(第107条)

「社会福祉法」の一部改正（地域福祉計画関係の主な規定）の要旨

(平成30年4月施行)

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加（第4条関係）
- 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めるものとする。（第106条の3関係）

また、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3(2021)年4月から施行されています。(第106条の4)

重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省

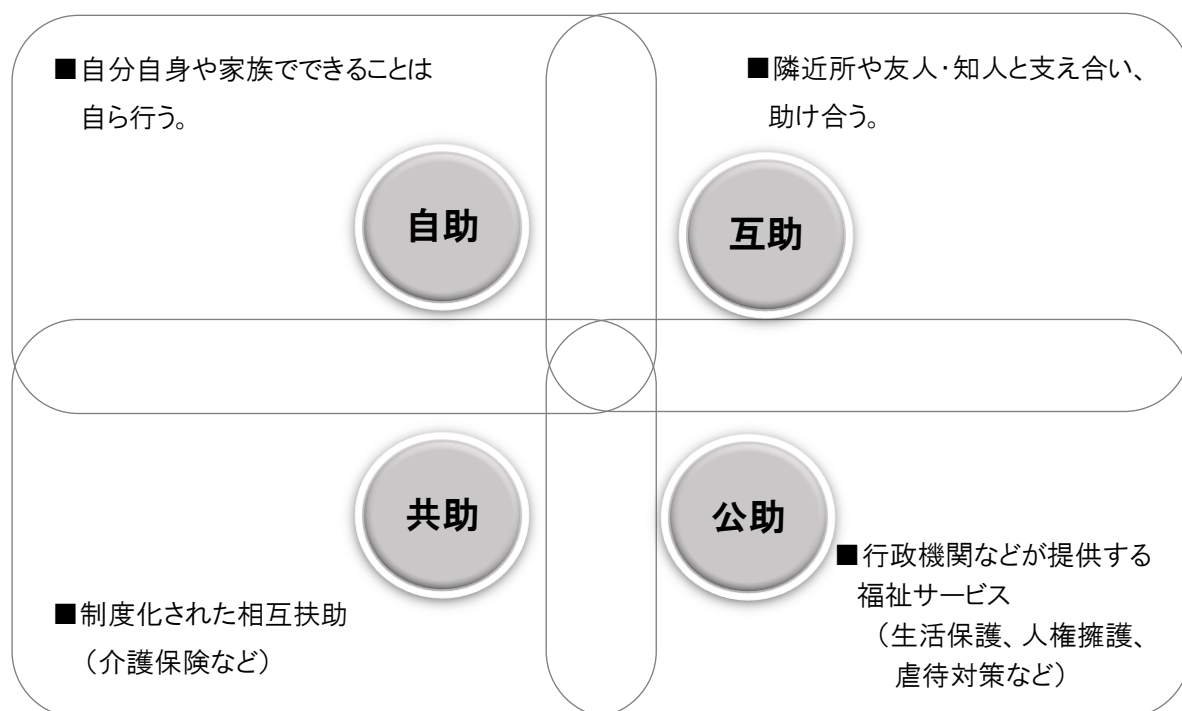
(2) 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」とは、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者が、年齢や属性に関わらず、それぞれの地域においてだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民・地域を中心とした様々な主体が協働のもと、地域で支援を必要としている方の様々な困りごとや不安を、ともに支え合い、助け合いながら、市民一人ひとりが地域における福祉課題の解決に向けて取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、自分ができることは自分で取り組み社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」、社会保障制度等の「共助」、行政による「公助」が連携・協力によって解決する取り組みが必要です。

本市では、「互助」、「共助」は住民が互いに支え合うという理念が共通していることから、本計画では「互助・共助」という表記をします。

「自助」、「互助・共助」、「公助」



資料:「地域包括ケア研究会報告書」(平成 25 年3月)をもとに作成

(3) これまでの策定状況と新たな計画について

これまで本市では、市としての施策や考え方を位置づけた「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の取組みを位置づけた「地域福祉活動計画」に基づき、3期にわたって地域福祉を推進してきました。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人のつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域での福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

複雑化・複合化した地域課題が増加する中、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、市と市社協の連携を深めながら、実効性の高い施策を展開する必要があります。そのため、新たな計画では、これまでそれぞれに策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画を統合し、ひとつの「地域福祉推進計画」として策定します。

【 海津市地域福祉計画・海津市地域福祉活動計画の概要 】

海津市地域福祉計画 【策定主体：海津市】

- 「自助」、「互助・共助」、「公助」の活動を通じて、地域住民や関係団体など多様な主体が、それぞれの役割において、お互いに力を合わせる関係づくりや福祉の仕組みづくりを行うための計画

海津市地域福祉活動計画 【策定主体：市社協】

- 市社協が中心となり策定する、地域福祉の具体的な取組み内容を定めた民間の行動計画

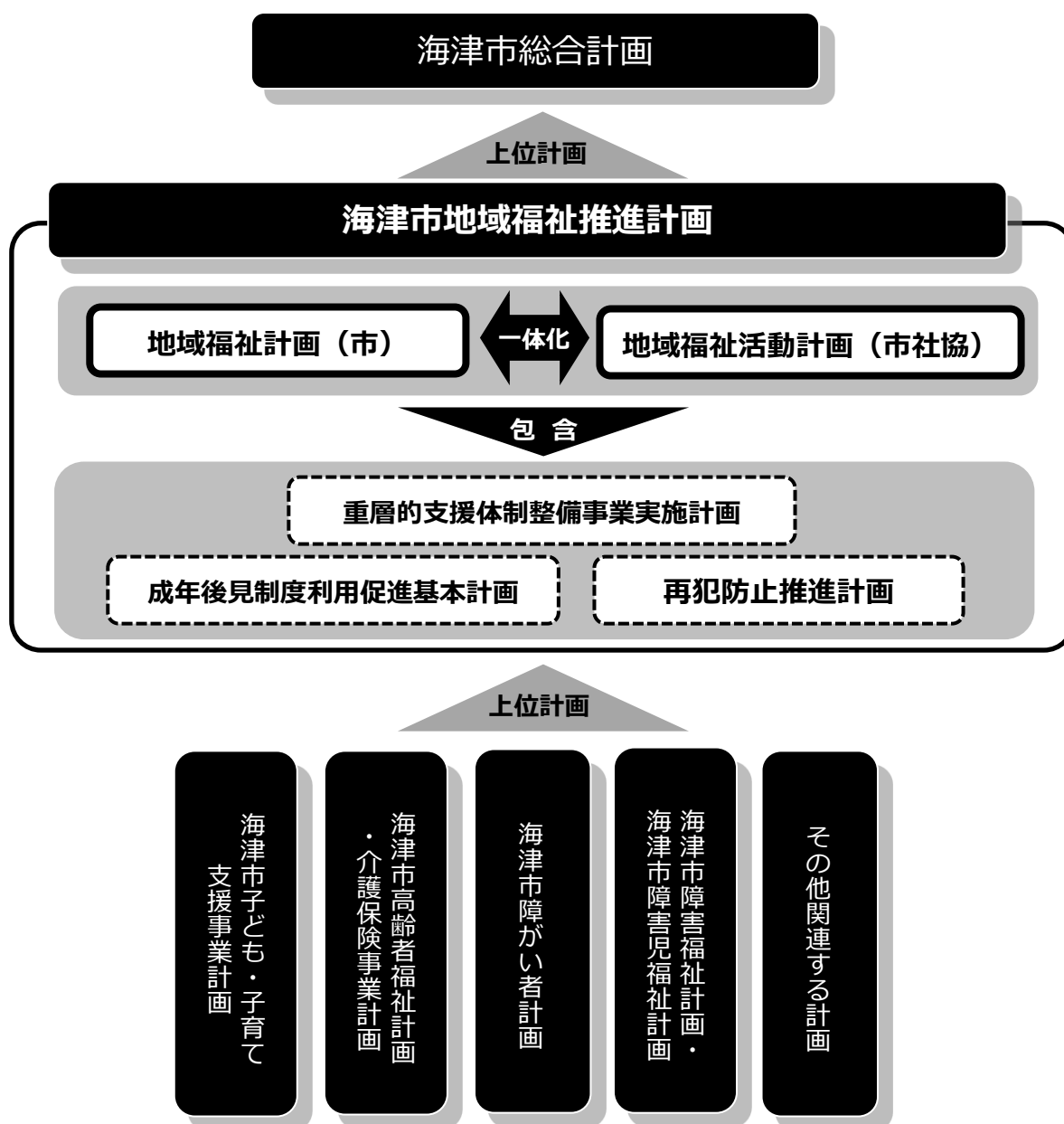
2 計画の位置づけ

本計画は、海津市総合計画を上位計画とし、福祉の各分野における共通事項を定め、他の分野別計画の上位に位置づけます。

また、本計画においては、社会福祉法第106条の5に基づき「重層的支援体制整備事業実施計画」に加え、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

加えて、本計画は、国の示す「市町村地域福祉計画ガイドライン」に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者計画」などの地域福祉の視点や理念・方針・推進方向を明示し、地域における展開を総括する役割を持ちます。

計画の位置づけのイメージ



【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度は、認知症や障がい等の理由により財産管理や日常生活に支障がある方を支援するための制度で、その利用促進と事務の円滑化を図るため、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

同法第14条第1項では、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力することとしています。

【成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方】

- ① 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進
- ② 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものとして、以下を基本として成年後見制度の運用改善等を実施
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実、任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を実施、不正防止等の方策を推進
- ③ 必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるように、福祉と司法の連携強化

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月）

及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月）より作成

【再犯防止推進計画】

また国において平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29(2017)年12月には、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけではなく、地方公共団体にもあること(第4条)が明記され、都道府県及び市町村に対し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務(第8条第1項)が規定されています。現在、岐阜県では、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪をした者が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することを目的に、平成31(2019)年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定しています。

【国の再犯防止推進計画 5つの基本方針】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

資料：法務省「再犯防止推進計画」（平成29年12月）より作成

【 岐阜県再犯防止推進計画 施策体系 】

- ① 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化
再犯防止推進協議会の設置による関係機関の連携強化 等
- ② 支援制度の活用促進
必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援 等
- ③ 支援協力者の確保・支援
犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援
- ④ 県民への啓発活動
県民の理解を得るための啓発活動

資料：「岐阜県再犯防止推進計画」（平成 31 年 3 月）より作成

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、社会情勢や国・県等の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
市	第3期海津市地域福祉計画 (平成 30～令和 4 年度)					第1期海津市地域福祉推進計画 (令和 5～9年度)					第2期海津市地域福祉推進計画
市社協	第3次海津市地域福祉活動計画 (平成 30～令和 4 年度)										

4 SDGsとの関係

平成27(2015)年9月の国連サミットで、「地球上のだれひとりとして取り残さない」を基本理念としたSDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。

わが国においても、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、各種施策を推進しています。

本計画においても、地域共生社会に向けた施策を推進することで、SDGsの達成を目指します。

SDGsの17目標



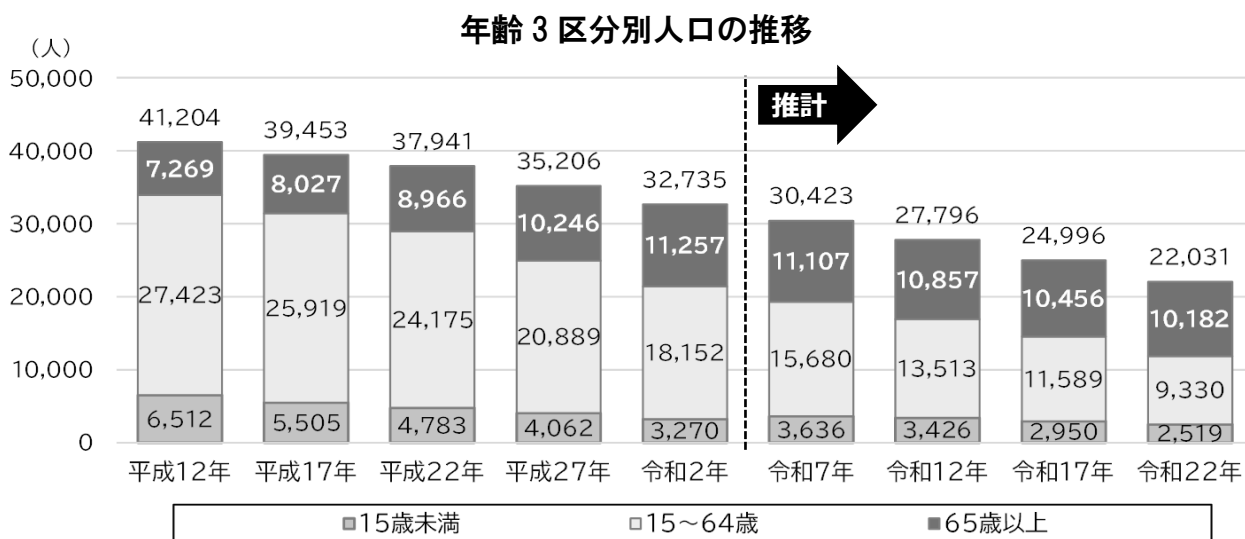
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯に関する状況

(1) 人口

①年齢3区分別人口

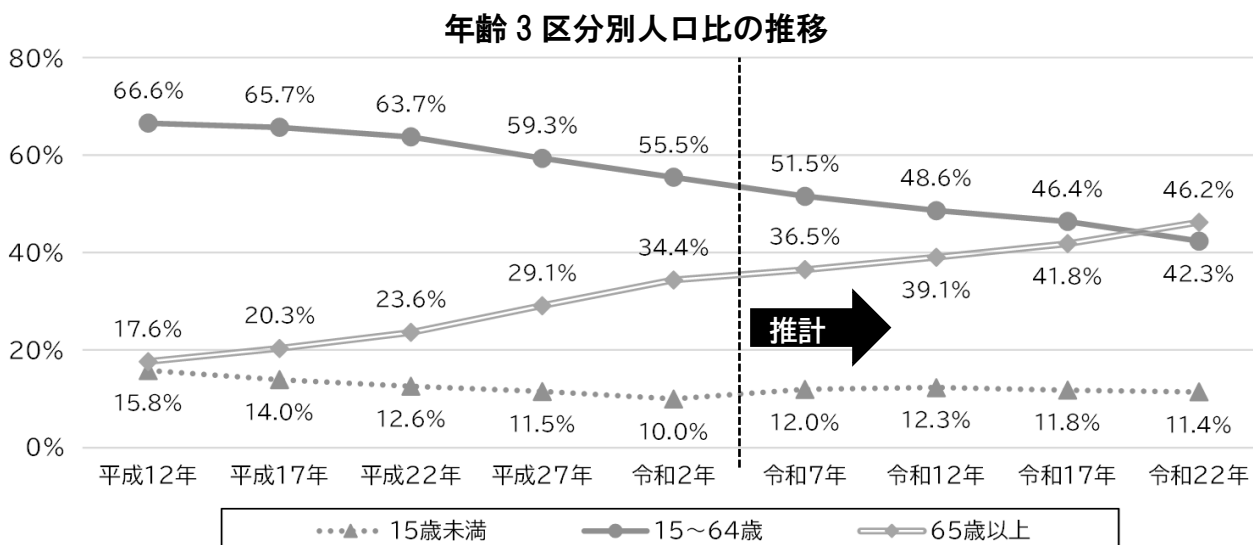
総人口は減少傾向にあり、令和2(2020)年時点で32,735人となっています。今後も人口減少が進み、令和22(2040)年には22,031人まで減少することが予測されています。



※人口総数には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の計とは一致しない。

資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は海津市人口ビジョン

年齢3区分別の割合をみると、年少人口(15歳未満人口)と生産年齢人口(15～64歳人口)に減少傾向がみられる一方、高齢者人口(65歳以上人口)は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。今後も少子高齢化が進み、令和22(2040)年には高齢者人口が総人口の46.2%を占めると予測されています。



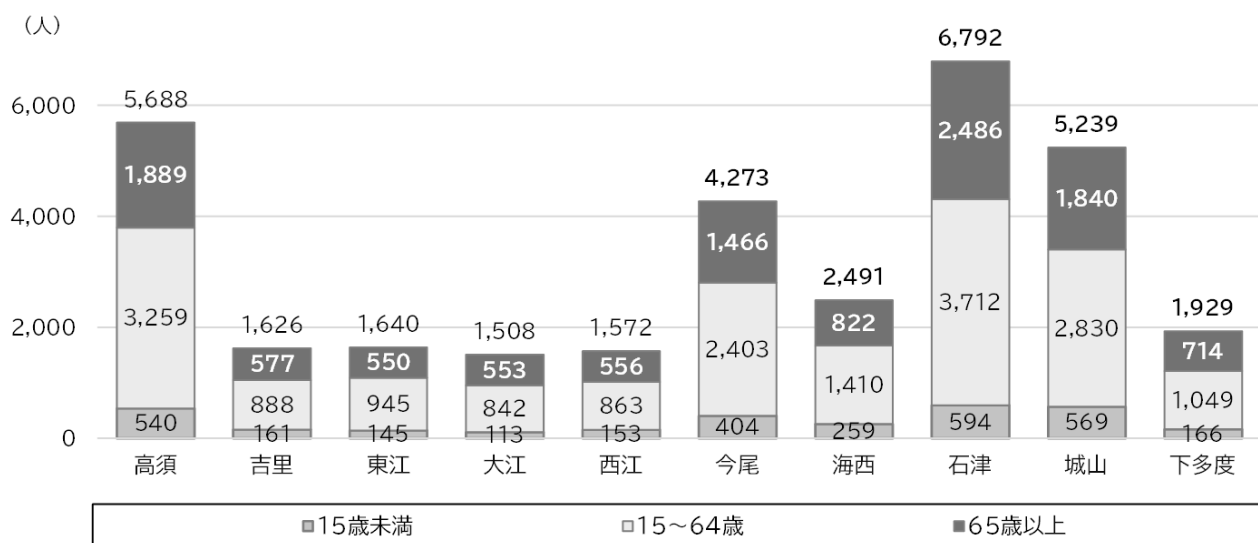
資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は海津市人口ビジョン

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%になりません。(以下、同じ。)

②地区別人口

地区別人口は、令和4(2022)年時点で石津地区が最も多く、地区によって差があります。

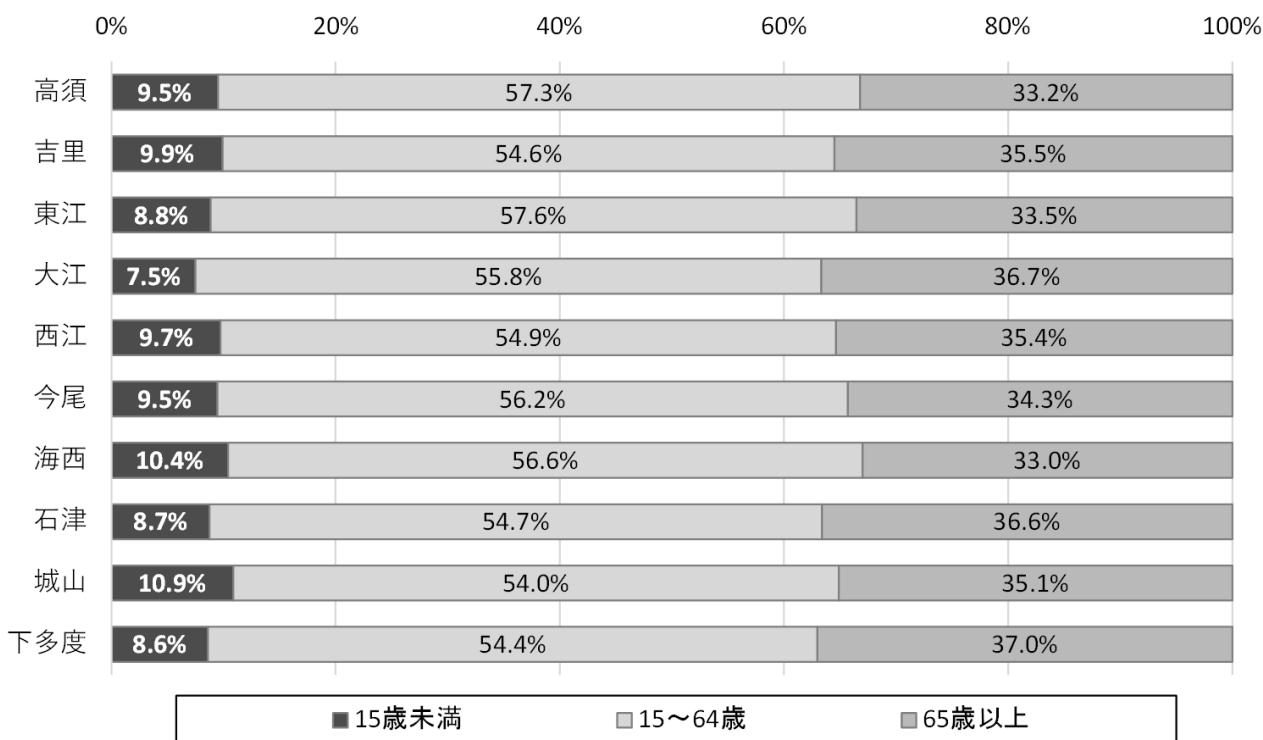
地区別・年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（令和4年4月1日）

年齢3区別に各地区人口の割合をみると、いずれの地区も比率は似ており、特定の地区の高齢化が進んでいる状況ではありません。

地区別・年齢3区分別人口比

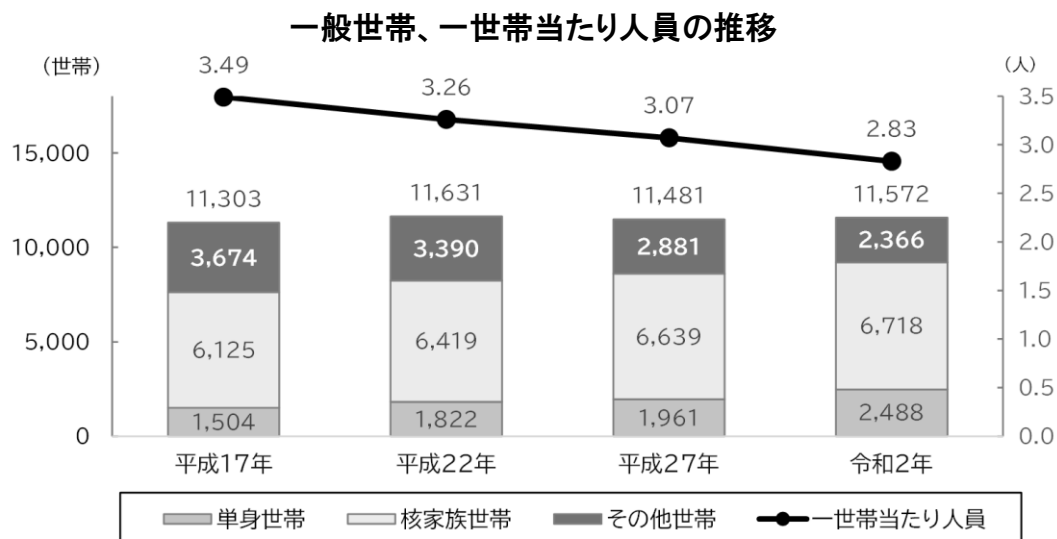


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日）

(2) 世帯

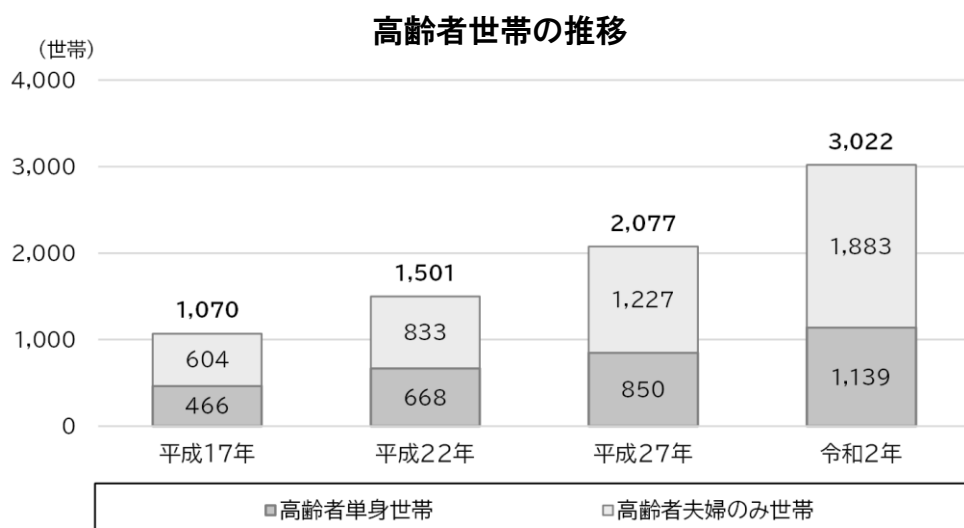
①一般世帯と平均世帯人員

単身世帯、核家族世帯は増加傾向にあります。その他世帯は減少傾向にあります。一般世帯(単身世帯、核家族世帯、その他世帯の合計)は概ね横ばいで推移しています。人口減少に伴い、一世帯当たりの平均人員は減少しています。



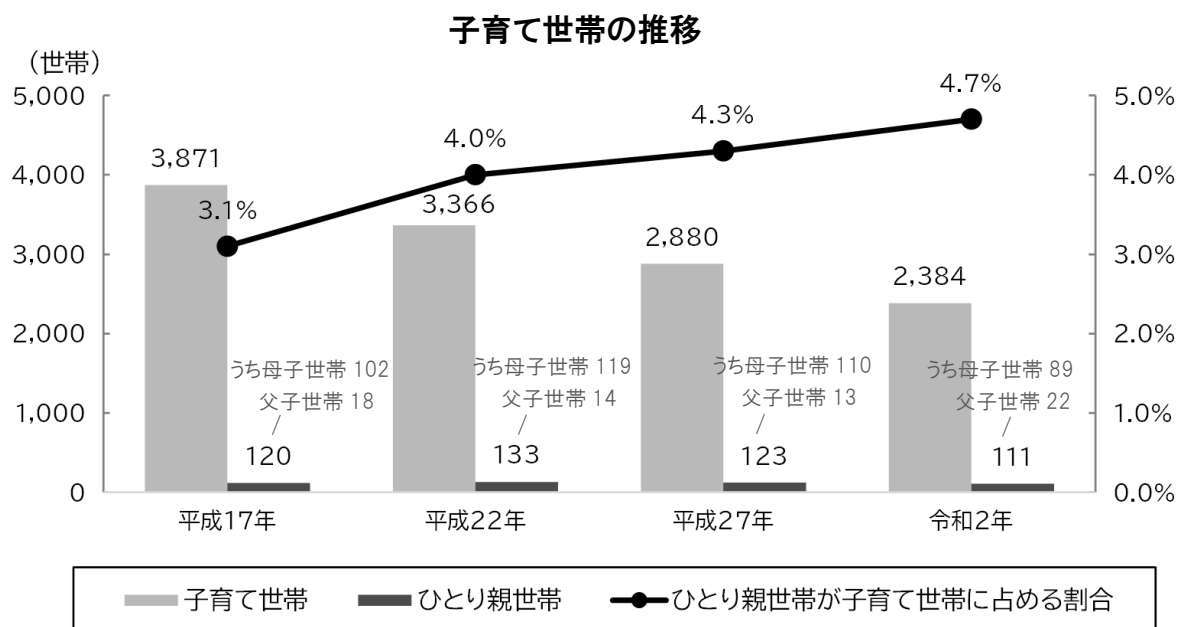
②高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯

高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯が増加しています。



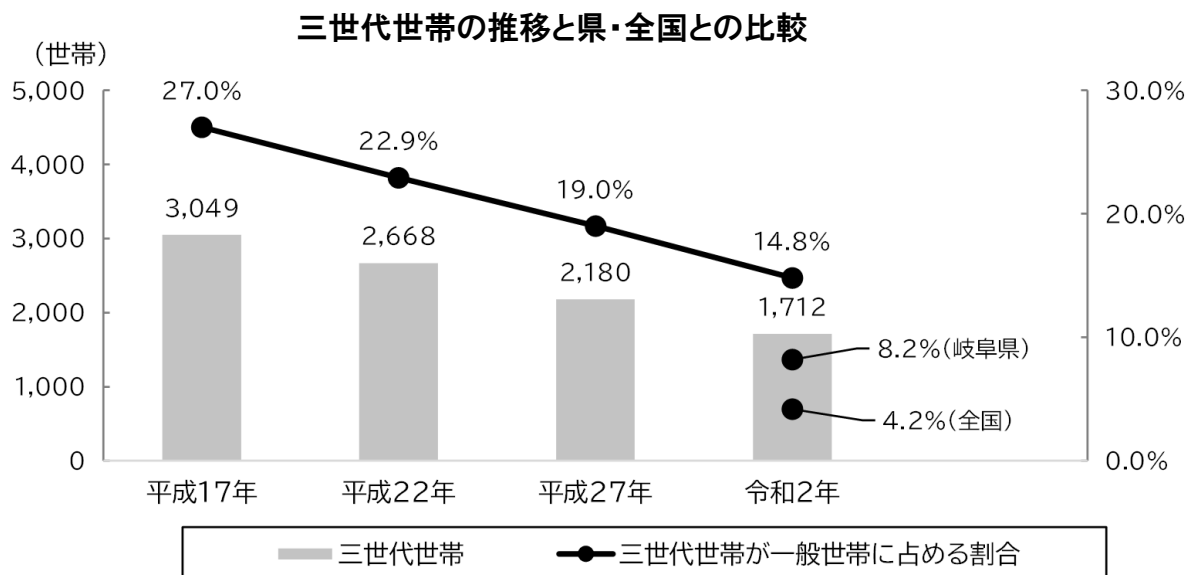
③子育て世帯、ひとり親世帯

子育て世帯は減少傾向にある一方、ひとり親世帯は横ばいで推移しています。そのため、ひとり親世帯が子育て世帯に占める割合は上昇しています。



④三世代世帯

三世代世帯は減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は平成17(2005)年の半分程度となっています。ただし、県平均・全国平均と比較すると高くなっています。



2 各福祉分野に関する状況

(1) 子ども・子育て

①就学援助

就学援助については、認定者は減少傾向にあるものの、認定率は横ばいで推移しています。

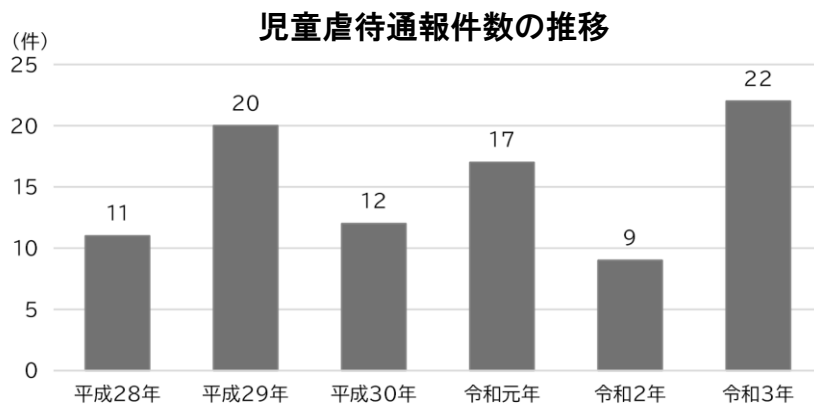
就学援助認定者・認定率の推移

		単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
小学生	認定者	人	93	88	87	87	89	81
	認定率	%	5.5	5.3	5.3	5.6	5.9	5.7
中学生	認定者	人	69	66	63	58	61	54
	認定率	%	7.1	6.9	7.0	6.6	7.3	6.3

資料：学校教育課（各年 3 月 31 日）

②児童虐待

児童虐待の通報件数は、増減を繰り返しています。通報元としては、学校関係や子ども相談センターが多く、毎年通報があります。



児童虐待通報元の内訳

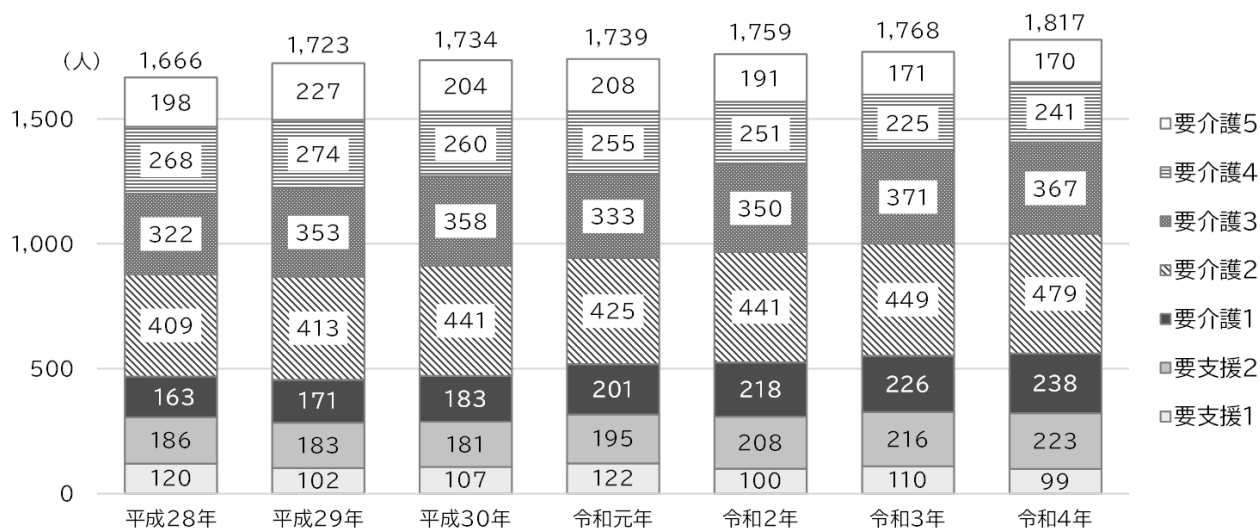
単位：人	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
学校関係	2	2	4	7	2	5
子ども相談センター	1	1	6	1	4	8
行政	2	9	2	5	0	1
前住所地	3	6	0	0	0	1
警察	2	0	0	0	0	4
近隣住民	0	1	0	1	0	3
父	1	0	0	3	0	0
児童発達支援事業所	0	0	0	0	3	0
民生委員・児童委員	0	1	0	0	0	0

資料：社会福祉課

(2) 高齢者

介護保険要支援・要介護認定者は、増加しています。認定区分ごとにみると、要支援2、要介護1・2が増加しています。

要支援・要介護認定者の推移

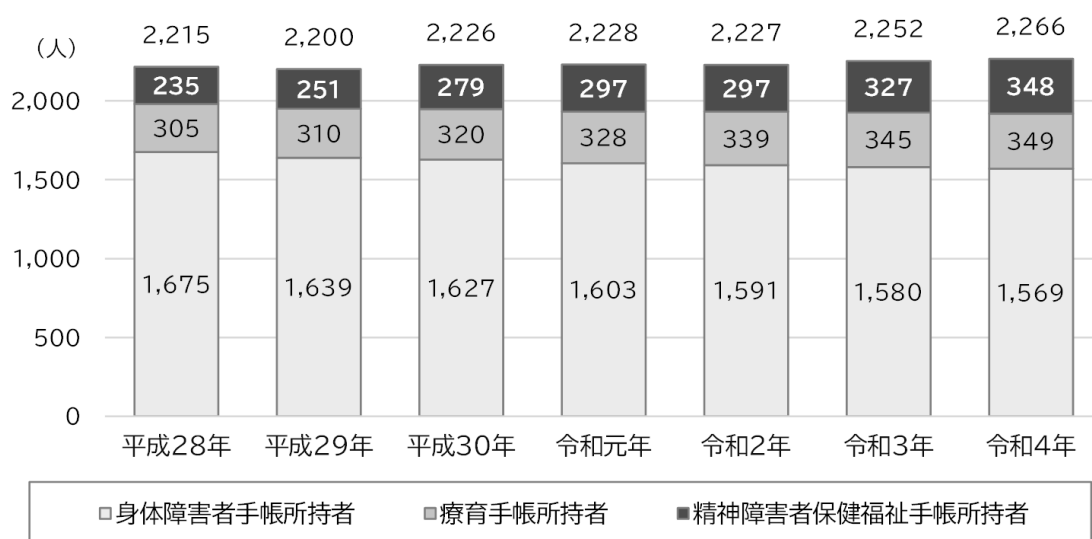


資料：高齢介護課（各年3月31日）

(3) 障がい者

障害者手帳の所持者総数は、増加傾向にあります。このうち、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日）

(4) 権利擁護

①成年後見制度利用者

成年後見制度の利用者のうち、法定後見（後見）が令和元（2019）年以降、増加しています。

成年後見制度利用者の推移

単位：人		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
法定後見	後見	22	18	21	26	29
	保佐	12	13	10	10	10
	補助	3	3	3	3	3
任意後見		0	0	1	1	1
合計		37	34	35	40	43

資料：岐阜家庭裁判所（各年 1 月 31 日）

②日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業の契約は、10件前後で推移しています。新規相談・問合せは年によってばらつきがあります。

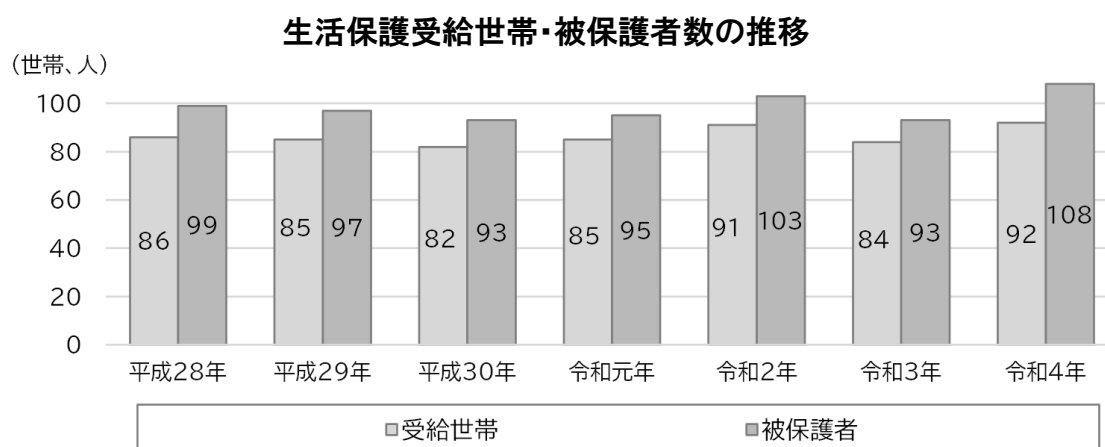
日常生活自立支援事業利用の推移

単位：件	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
契約	9	10	10	9	8	12
新規相談・問合せ	9	1	3	1	11	12
新規契約	5	1	1	1	5	1
契約終了	2	1	2	2	1	1

資料：社会福祉協議会（契約件数は各年 4 月 1 日、それ以外は各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

(5) 生活保護

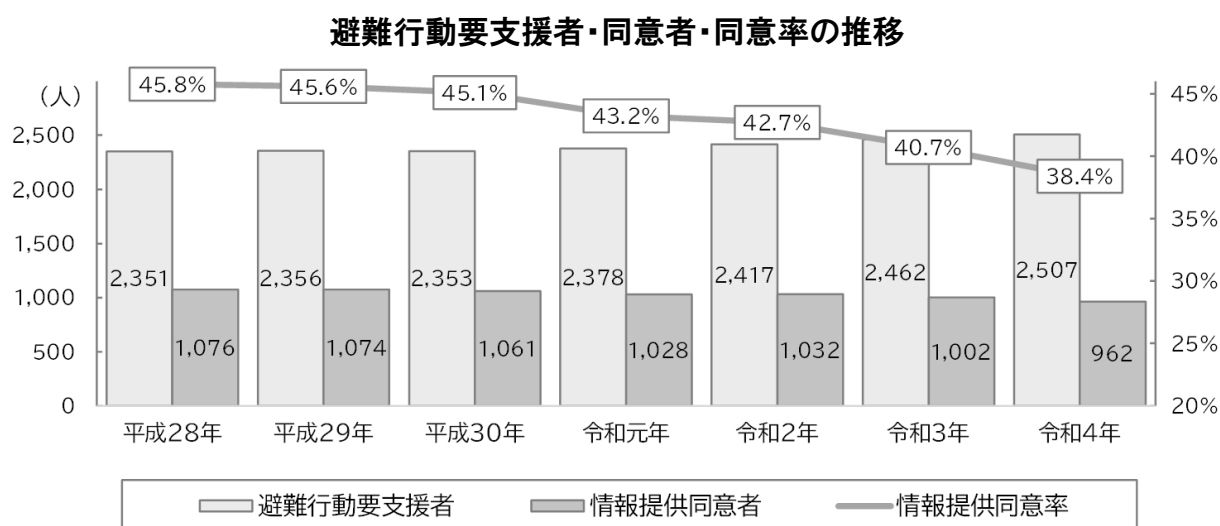
令和4(2022)年の生活保護の受給世帯は92世帯、被保護者数は108人となっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日）

(6) 防災

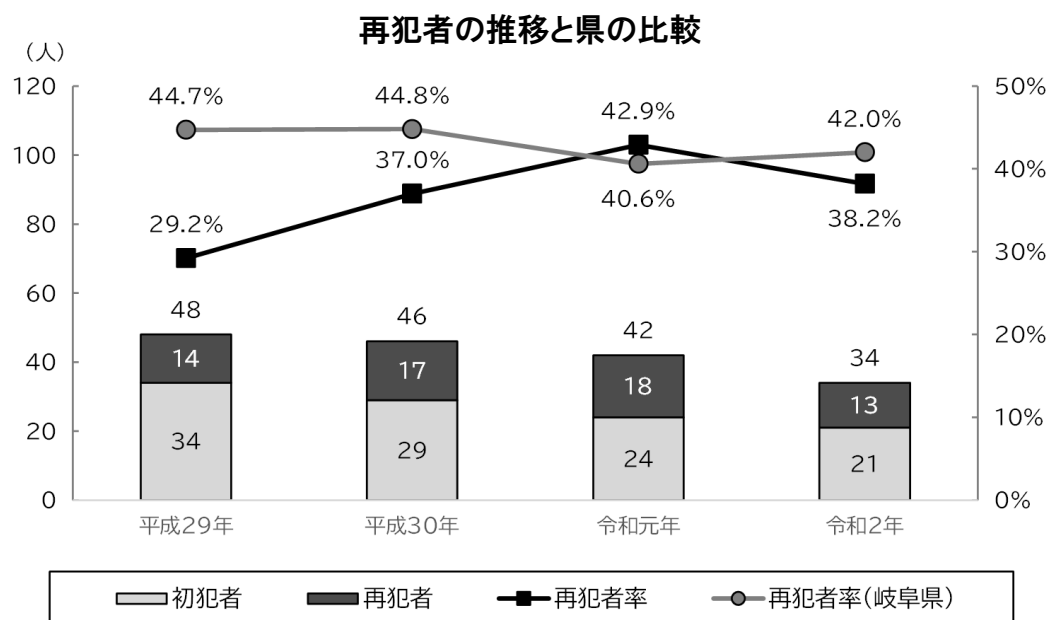
避難行動要支援者は年々増加していますが、情報提供同意者は緩やかに減少しています。そのため、同意率は年々低下しています。



資料：社会福祉課（各年4月1日）

(7) 再犯防止

本市における刑法犯(初犯者と再犯者の合計)は減少傾向にありますが、再犯者率は平成29(2017)年から増加傾向にあります。令和元(2019)年の再犯者率は特に高く、42.9%となっています。



資料：法務省矯正局（各年1月1日～12月31日）

(8) 地域福祉に関する社会資源

① ボランティア登録団体等

ボランティア登録団体、登録人数については、令和元(2019)年をピークにいずれも減少傾向にあります。

ボランティア登録の推移

	単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
登録団体	団体	95	92	95	102	93	76	72
団体登録者	人	2,687	2,641	2,944	3,093	2,591	2,463	2,327
個人登録者	人	219	216	224	226	230	159	153
登録人数	人	2,806	2,758	3,074	3,224	2,726	2,521	2,385

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

ボランティア団体一覧

No.	ボランティア団体名	主な活動場所	主な活動	人数
1	海津市赤十字奉仕団	市内	食事サービス（調理）	66
2	海津市食生活改善協議会	市内	食事サービス（調理）	93
3	田代会	市内	レクリエーション活動	12
4	ひなたぼっこ	海津市図書館	本の読み聞かせ	9
5	AN	海津町	食事サービス（調理）	13
6	海津救急支援ボランティアチーム	市内	救命講習の指導	17
7	ゆう・優	海西地区	食事サービス（調理）	7
8	南濃地区民生委員児童委員協議会	市内	地域見守り活動	31
9	南濃おもちゃの図書館とろーる	南濃総合福祉会館ゆとりの森	おもちゃ図書館	3
10	いきいきサロンみどり	石津地区	サロン活動	8
11	すみれ会	市内高齢者福祉施設	車いす介助・シート交換	4
12	サークルカンナ	海津総合福祉会館ひまわり	社協だよりの音訳	4
13	くるま座	市内高齢者福祉施設	車いすの点検・清掃	16
14	みかん倶楽部	市内高齢者福祉施設	車いす介助・シート交換	6
15	やまびこ	海津総合福祉会館ひまわり	市報の音訳	8
16	ガーデナー倶楽部	水郷パークセンター	パークセンター花壇管理等	29
17	平田地区民生委員児童委員協議会	市内	地域見守り活動	17
18	海津地区民生委員児童委員協議会	市内	地域見守り活動	27
19	ほうれんそう	市内	絵本の読み聞かせ	11
20	ブックススタートボランティア	保健センター	本の読み聞かせ	13
21	海津市更生保護女性会	市内	地域犯罪防止活動	78
22	南濃北部地区防犯パトロール隊	下多度地区	防犯パトロール	11
23	海津市レクリエーションクラブ	市内	レクリエーション活動	37
24	海津健康太極拳クラブ	海津総合福祉会館ひまわり	健康太極拳	18

No.	ボランティア団体名	主な活動場所	主な活動	人数
25	わ・わ・わ広場	平田町ふれあいセンター	子育て支援講座	8
26	ゆうゆうアテンダント	市内	障がい者支援	10
27	養老鉄道を守る会“かいづ”	市内	養老線存続活動	400
28	絵本読み語りの会	石津地区	本の読み聞かせ	15
29	住み良い地域づくりを考える会	城山地区	地域見守り活動	12
30	サロン山崎	城山地区	サロン活動	35
31	木曽三川千本松原に集う会	市内	工作や遊びのイベント	15
32	リサイクルの環	市内	野菜の提供・清掃活動・防犯パトロール	24
33	かいづ国際交流の会	OCT 文化センター	日本語教室（在住外国人対象）	17
34	踊りッチかいづ	OCT 文化センター	レクリエーション活動	30
35	海津市フライングディスク協会	海津総合福祉会館ひまわり	障がい者スポーツの普及	8
36	チューリップクラブ	市内高齢者福祉施設	松風苑シーツ交換	4
37	高齢者サポートネットワーク海津	石津地区	高齢者支援	20
38	NPO 法人 木曽三川千本松原を愛する会	大江地区	環境保全活動	23
39	特定非営利活動法人 まごの手クラブ	市内	生活サポート	23
40	大和田ネットワーク	市内	地域の見守り活動	6
41	スマイルトランポリン	市内	障がい児支援	10
42	NPO 法人 絵本であそぼっ	市内	読み聞かせ中心の公演、普及活動	32
43	海津市ハリヨ保存会	下多度地区	ハリヨ保存活動	12
44	かいづ介護予防リーダーの会	市内	介護予防教室	24
45	こころ見守りたい	市内	自殺予防活動	36
46	フルートアンサンブル プリランテ	市内	フルート演奏	4
47	水郷倶楽部	水郷パークセンター	パークセンターの堀田の管理運営	7
48	海津学習支援の会	文化会館	学習支援	7
49	チーム匠	市内	家具の転倒防止金具取付	2
50	ひらた日本語教室	平田町ふれあいセンター	外国人に日本語や日本文化を伝える活動	9
51	ほっとハウスこんたん家	今尾地区	子どもの遊び場での見守り	11
52	子ども将棋教室	市内	小学生の将棋教室の開校	13

資料：社会福祉協議会（令和 4 年 4 月 1 日） ※情報公開可能な団体のみ

②民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は令和4(2022)年時点で75人、そのうち主任児童委員は7人となっています。

民生委員・児童委員の推移

単位：人	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
民生委員・児童委員	75	75	75	75	75	75	75
うち主任児童委員	7	7	7	7	7	7	7

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日）

③福祉推進委員

福祉推進委員は、令和4(2022)年時点で市内217人となっています。地区別の状況は次の表のとおりです。

福祉推進委員の推移

単位：人	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
高須	39	39	39	40	40	40	40
吉里	12	12	12	12	12	12	12
東江	10	10	10	10	10	10	10
大江	16	16	16	16	16	16	16
西江	14	14	14	14	14	14	14
今尾	24	24	24	24	24	24	24
海西	8	8	8	8	8	8	8
石津	45	46	46	46	46	44	45
城山	39	39	39	38	38	37	37
下多度	13	13	13	12	12	11	11
合計	220	221	221	220	220	216	217

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

④区・自治会

区・自治会は、令和4(2022)年時点で173団体あり、加入率は低下しています。

区・自治会の推移

	単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
区・自治会	団体	175	175	176	175	174	173	173
加入世帯	世帯	10,421	10,396	10,346	10,325	10,259	10,224	10,176
加入率	%	85.8	85.3	85.0	84.5	83.0	82.7	82.7

資料：市民活動推進課（各年 4 月 1 日）

地区別 区・自治会(令和 4 年)

単位：団体

高須	吉里	東江	大江	西江	今尾	海西	石津	城山	下多度
39	12	10	16	14	25	8	14	24	11

資料：市民活動推進課（令和 4 年 4 月 1 日）

⑤老人クラブ

老人クラブは近年減少しており、令和4(2022)年時点で49クラブとなっています。地区別の状況は、次の表のとおりです。

老人クラブの推移

単位：クラブ	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
海津地区	21	19	20	14	14	14	13
高須	10	9	9	6	6	6	5
吉里	1	0	0	0	0	0	0
東江	3	3	4	4	4	4	4
大江	2	2	2	1	1	1	1
西江	5	5	5	3	3	3	3
平田地区	18	17	15	14	15	15	15
今尾	13	11	8	7	8	8	8
海西	5	6	7	7	7	7	7
南濃地区	23	22	22	22	22	21	21
石津	9	9	9	9	9	9	9
城山	11	11	11	11	11	10	10
下多度	3	2	2	2	2	2	2
合計	62	58	57	50	51	50	49

資料：高齢介護課（各年 4 月 1 日）

⑥保護司

保護司は、平成30(2018)年までは13人で推移し、令和元(2019)年に11人になったものの、令和2(2020)年には再び13人となりました。しかしそれ以降は減少し、令和4(2022)年は10人となっています。

保護司の推移

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
13 人	13 人	13 人	11 人	13 人	12 人	10 人

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日）

⑦地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、小学校区を単位として10団体あります。

地区社会福祉協議会

	設立年月
高須地区社会福祉協議会	平成 22 年 4 月
吉里地区社会福祉協議会	平成 22 年 10 月
東江地区社会福祉協議会	平成 26 年 4 月
大江地区社会福祉協議会	平成 25 年 6 月
西江地区社会福祉協議会	平成 25 年 4 月
今尾地区社会福祉協議会	平成 22 年 3 月
海西地区社会福祉協議会	平成 22 年 3 月
石津地区社会福祉協議会	平成 23 年 1 月
城山地区社会福祉協議会	平成 27 年 6 月
下多度地区社会福祉協議会	平成 25 年 1 月

資料：社会福祉協議会

⑧ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは近年減少しており、令和4(2022)年時点で43団体となっています。

ふれあい・いきいきサロンの推移

単位：団体	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
高須	5	5	6	6	6	7	5
吉里	8	8	7	7	6	5	3
東江	1	1	1	1	1	0	0
大江	0	0	0	0	0	0	0
西江	2	2	3	3	3	2	3
今尾	7	6	6	6	6	4	4
海西	3	3	3	3	3	3	3
石津	11	12	13	12	11	11	10
城山	9	10	10	10	10	9	9
下多度	4	4	4	4	4	4	4
市全域	4	4	4	4	4	2	2
合計	54	55	57	56	54	47	43

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

⑨自主防災組織

自主防災組織は、令和4(2022)年時点で99組織が結成されています。

自主防災組織の推移

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
92 組織	93 組織	95 組織	99 組織	99 組織	99 組織	99 組織

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日）

3 市民アンケート調査結果

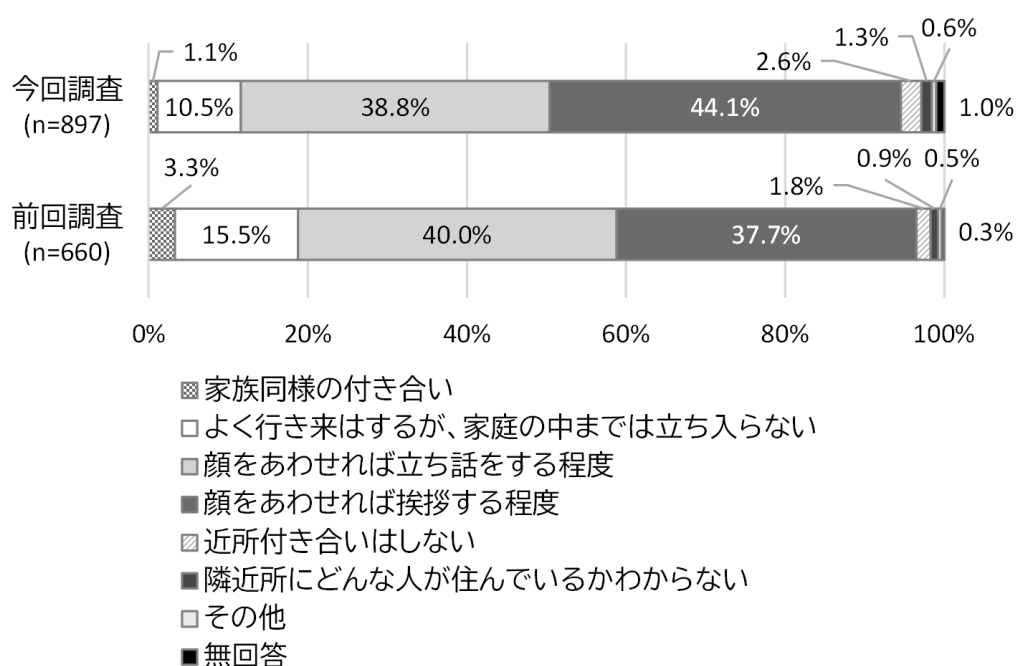
調査対象	市内にお住まいの 18 歳以上の市民
調査期間	令和 3（2021）年 10 月
調査数	2,000 票
有効回収数・率	897 票（44.9%）

本計画の基礎資料として、本市の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握することを目的に上記のアンケート調査を実施しました。主な調査結果は次のとおりです。

(1) 地域コミュニティに関する意識

①地域のつながり

前回調査と比較すると、「顔をあわせれば挨拶する程度」と回答した方の割合が増加しており、全体として近所付き合いは疎遠になっています。



②ボランティア活動への参加

ボランティアに今後参加する意向を示している方（「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と回答した方）は、39歳以下が40歳以上と比較して割合が高くなっています。また、Uターンしてきた方も、今後の参加意向の割合が高くなっています。

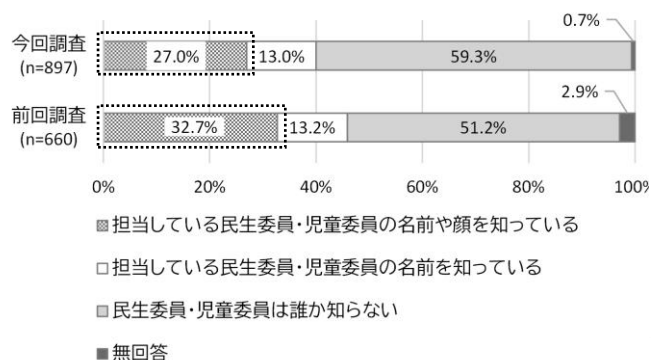
		回答者数	参加している	以前に参加したことがあるが、現在参加していない	まったく参加したことはないが、今後参加したい	まったく参加したことはないが、今後も参加したいとは思わない	その他	無回答
全体		897	10.4%	20.2%	23.1%	39.5%	3.6%	3.3%
性別	男性	385	13.5%	19.0%	22.3%	40.8%	2.1%	2.3%
	女性	502	8.0%	21.5%	23.3%	38.4%	4.8%	4.0%
年代別	29 歳以下	71	0.0%	25.4%	29.6%	40.8%	0.0%	4.2%
	30 歳～39 歳	73	8.2%	13.7%	35.6%	42.5%	0.0%	0.0%
	40 歳～49 歳	140	4.3%	27.1%	19.3%	42.1%	6.4%	0.7%
	50 歳～64 歳	277	9.7%	19.1%	25.6%	39.0%	4.3%	2.2%
	65 歳以上	331	16.3%	18.7%	18.1%	37.5%	3.3%	6.0%
地区別	高須	137	9.5%	18.2%	26.3%	36.5%	4.4%	5.1%
	吉里	47	10.6%	21.3%	21.3%	38.3%	2.1%	6.4%
	東江	57	10.5%	24.6%	17.5%	43.9%	0.0%	3.5%
	大江	33	15.2%	21.2%	27.3%	30.3%	3.0%	3.0%
	西江	49	16.3%	24.5%	30.6%	22.4%	2.0%	4.1%
	今尾	116	7.8%	25.9%	21.6%	42.2%	0.0%	2.6%
	海西	77	10.4%	13.0%	20.8%	45.5%	6.5%	3.9%
	下多度	53	9.4%	18.9%	17.0%	45.3%	7.5%	1.9%
	城山	154	9.7%	22.1%	22.1%	40.3%	3.9%	1.9%
	石津	167	11.4%	17.4%	24.6%	39.5%	4.8%	2.4%
居住歴別	生まれたときから	366	10.9%	19.4%	22.1%	41.5%	2.5%	3.6%
	Uターン	91	13.2%	27.5%	28.6%	27.5%	2.2%	1.1%
	転入してきた	326	8.0%	19.3%	22.1%	42.6%	5.5%	2.5%

(2) 福祉に関すること

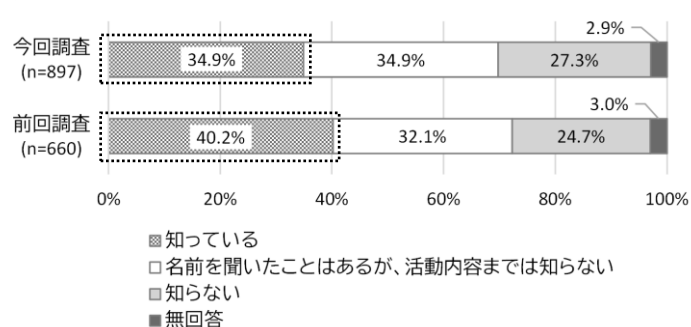
①地域福祉の担い手の認知度

前回調査と比較すると、地域福祉に関する活動・機関の認知度が、全体的に低下しています。市民が相談機能のある活動・機関を知らないことにより、困りごとが潜在化する懸念があります。

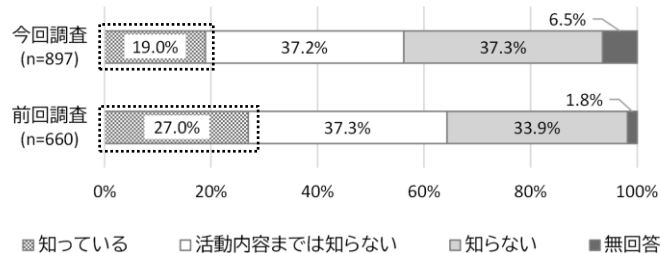
民生委員・児童委員の認知度



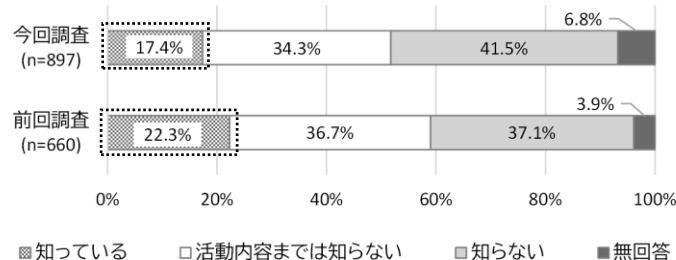
社会福祉協議会の認知度



福祉推進委員の認知度

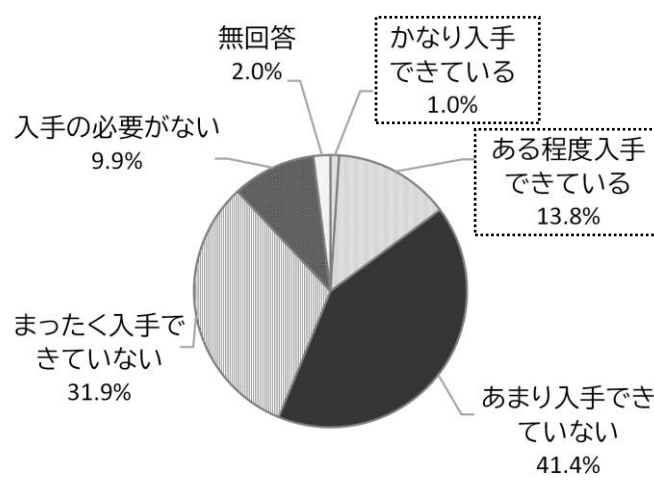


地区社会福祉協議会の認知度



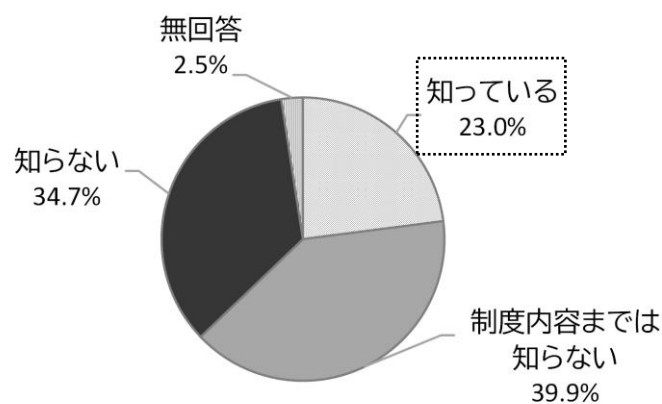
②福祉サービスに関する情報の入手

福祉サービスに関する情報を入手できている方(「かなり入手できている」と「ある程度入手できている」と回答した方の合計)は約1割にとどまっています。



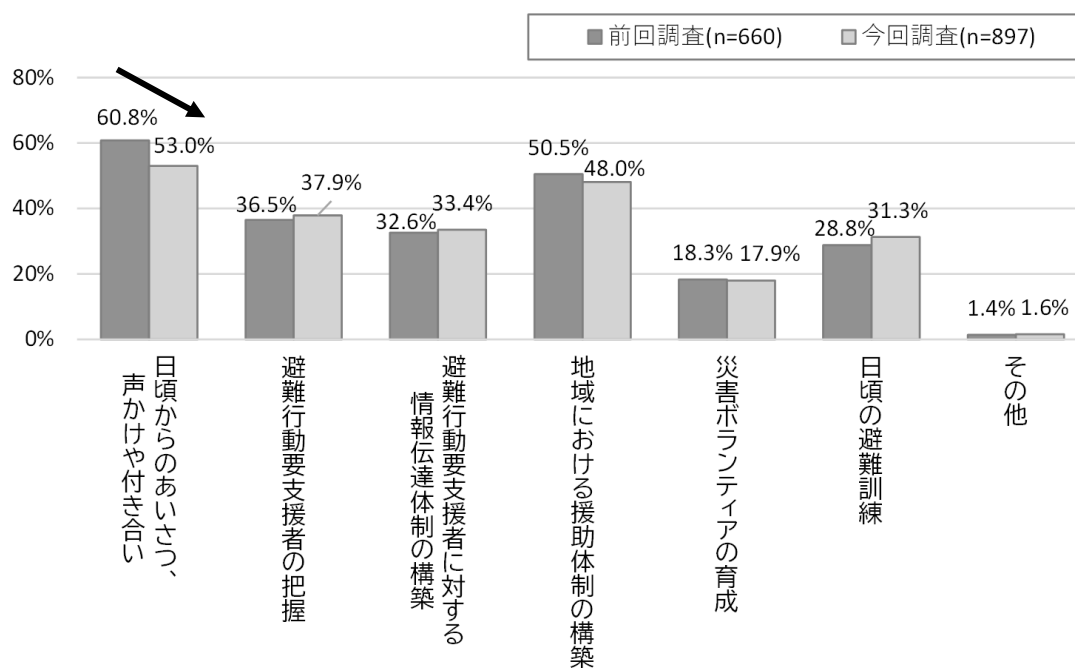
③成年後見制度の認知度

成年後見制度を知っている方は約2割にとどまっており、制度周知に取り組む必要があります。



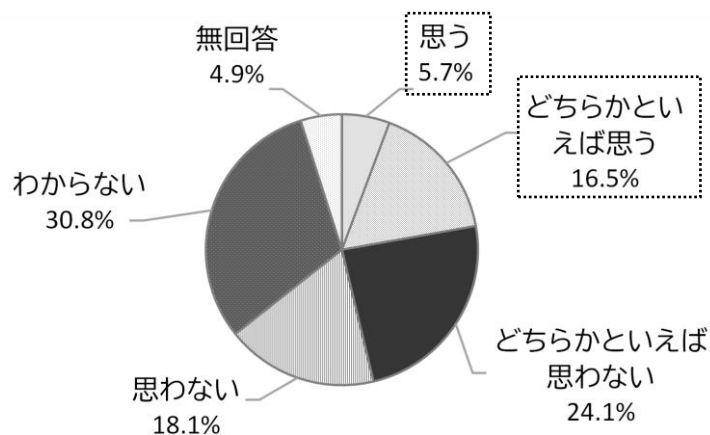
④災害時の支え合いに必要なこと

前回調査と比較すると、災害時の支え合いのために「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が必要だと回答した方の割合が低下しています。



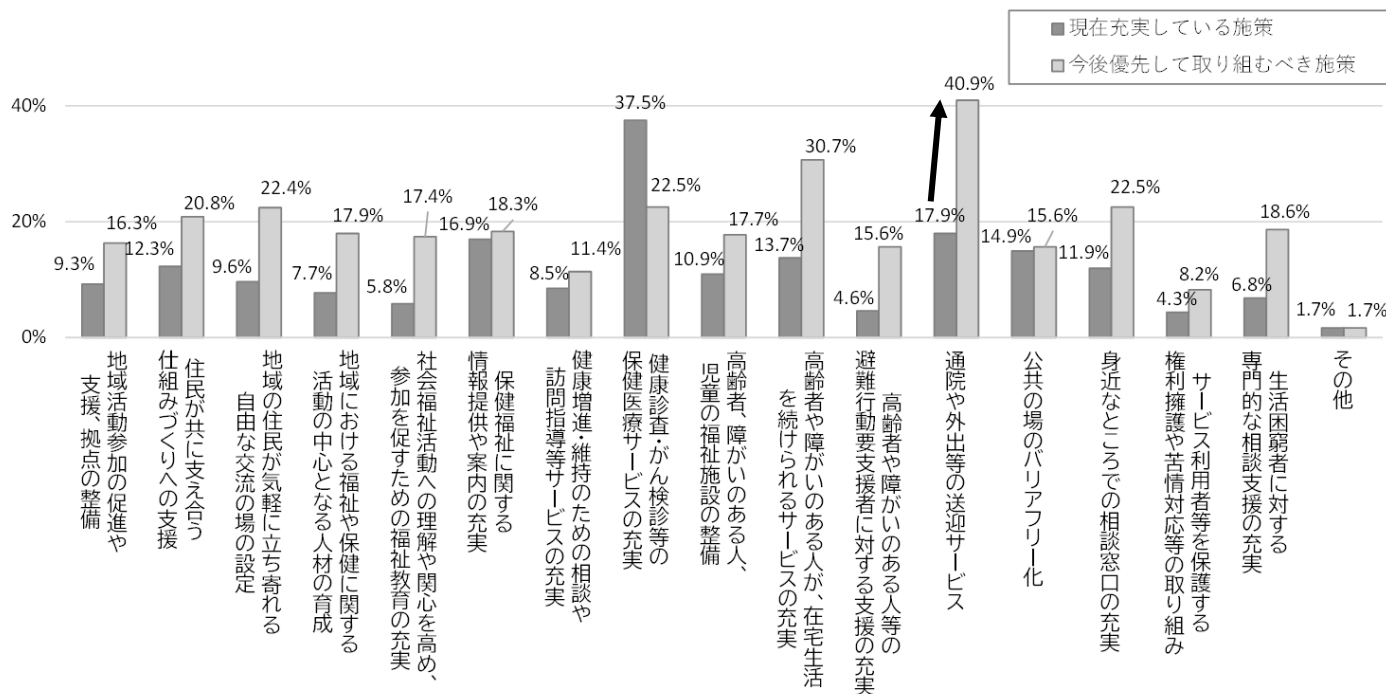
⑤犯罪をした人の立ち直りへの協力

協力する意向のある方(「思う」と「どちらかといえば思う」の合計)の割合は全体の約2割にとどまっており、再犯防止に向けた地域社会の認識にはまだ課題があると考えられます。



⑥福祉施策への評価

現在充実している施策と今後優先して取り組むべき施策を比較すると、「通院や外出等の送迎サービス」が割合の乖離が大きく、市民にとってニーズの高い施策であることがうかがえます。



4 関係団体等調査結果

調査手法	アンケート調査	ヒアリング調査
調査対象	・市内の関係団体 62 票配布に対し 42 票の回答 (回収率 67.7%)	・市内の地区社会福祉協議会 ・市内の関係団体 ・庁内関係課

【各調査対象】

関係団体	市内で活動実績のある関係団体 62 団体 【関係団体の分野等】 ・子ども及び若者支援 ・子育て家庭支援 ・教育 ・高齢者支援 ・障がい者支援 ・地域福祉、見守り活動 ・貧困支援 ・防災 ・多文化共生 ・人権擁護 ・再犯防止 ・地区社会福祉協議会 ・ふれあい・いきいきサロン	
地区社会福祉協議会	・高須地区社会福祉協議会 ・東江地区社会福祉協議会 ・西江地区社会福祉協議会 ・海西地区社会福祉協議会 ・城山地区社会福祉協議会	・吉里地区社会福祉協議会 ・大江地区社会福祉協議会 ・今尾地区社会福祉協議会 ・石津地区社会福祉協議会 ・下多度地区社会福祉協議会
庁内関係課 ※課名は調査実施時点 (令和 3 年 10 月)のもの。	・総務課（防災危機管理係） ・社会福祉課（福祉政策係・生活福祉係・障害福祉係・児童母子福祉係） ・こども課 ・高齢介護課 ・健康課 ・学校教育課（教育指導係） ・社会教育課（社会教育係）	

地域福祉に関する取組みや課題を把握するため、市内の関係団体や地区社会福祉協議会、庁内関係課に対してヒアリングを実施しました。主な課題は次のとおりです。

(1) 地域活動等に関すること

①人材不足

ほぼすべての団体において、人材不足の課題があげられました。特に、高齢化が進む中で、見守り活動や移動支援に支障が出ることを不安視する声が多く聞かれました。

ボランティア活動をしたいがどこに言えばいいのかわからないという方が一定数いるのではないかと、という意見もありました。人材不足に悩む関係団体からは、「分野によらず多様な団体と交流機会があるといい」という希望も寄せられました。

関係団体	・会員も高齢者ばかりになっている。活動が先細りになる中、他の団体との連携もなくほとんど状況も分からない状況。他団体との交流機会があるといい。 ・制度的に年齢制限があり、安定的な人材確保が課題。
地区社会福祉協議会	・支援のボランティアをしたいと思っている方は、結構地域にいる。気持ちはあっても、どこに言えばいいのかわからないという状況だと思う。 ・移送サービスのボランティアが高齢化しており、事務的なミスも増えている。担い手の不安がある。
庁内関係課	・ボランティアの担い手不足は大きな課題と感じる。見守りや移動支援の存続が厳しくなってくる。 ・専門的な人材が不足している。現状では、専門の部署につなぐだけのことが多い。

②交流の機会・居場所づくり

核家族化により子どもが祖父母等と交流する機会が減少し、共働きの増加により親が地域と接する機会が減少するなど、子どもを取り巻く環境が変化しているという声が多く聞かれました。交流の機会を設けるにしても、子ども会の活動休止が相次いでおり、地域から子ども向けの取り組みを行うのが難しい状況となっています。こうしたことから、地域に根差した子どもの居場所づくりが課題となっています。

コロナ禍により活動を自粛するサロンが多く、高齢者の交流機会が大幅に減少しています。認知症予防効果の見込める人との交流が少なくなった影響で、認知症相談は増加しています。また、施設入所を検討するまで高齢者の状態を家族が十分認識していないことも多く、家族の介護力の低下も、認知症や要介護状態の悪化の一因となっているという意見がありました。

関係団体	・学習支援には、高校に行きたい子や塾に行けない子など、学習支援が必要な子も来ているが、居場所を求めて来ている子どももいる。 ・地域でつながりをつくりにくい。（三世代交流が少ない）
地区社会福祉協議会	・地区全体のサロンを実施しているが、コロナ禍で参加率が落ちてなかなか戻らない。 ・サロンがなくなる地区も出てくることが考えられ、地区社協主体で実施する必要がある。地域全体の活動を増やさなければ、外出しない高齢者がもっと増えるだろう。
庁内関係課	・認定こども園において通常保育に加え、家族以外との多様な体験や交流を行ってきたが、コロナ禍で地域との交流機会が減少している。 ・コロナ禍による行動制限で、人との関わりや活動機会が減少したこともあり、要介護認定者は若干増加し、認知症相談も増えている。

(2) 福祉に関すること

①横断的連携体制

少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、福祉の各分野の枠組みを超えて対応にあたる複合課題が増加しています。庁内関係課では複合課題に対し、分野間を調整する部署の新設を希望する意見がありました。併せて福祉相談窓口のワンストップ化が必要という意見がありました。

関係団体	・様々な課題を抱える家族が増加しており、特定の専門職だけでは解決できないことも増加してきている。重層的支援体制の構築を早く進める必要がある。
庁内関係課	・庁舎内連携が必要。縦割りの専門性を活かしつつも、複合課題については情報を共有し、協議対応できる体制が必要。 ・複合課題を持った相談者が、相談先に迷うことがありえることから、福祉相談に対するワンストップ窓口が必要。 ・複合課題については、個別に連携をとっていると手間が増えてしまう。複合課題に取り組む部署があるとスムーズだと思う。また、専門職をそこに配置することも必要だと思う。 ・複合課題の対応部署を置いている他自治体の話を聞くと、多様な事例がすべてその部署に集中するようなことが起こっている。事前に庁内で連携の在り方を話し合い、役割分担をしっかりと決めておくべきと思う。

②移動支援

市内の移動支援は、NPO法人や地区社協が実施していますが、運転手の高齢化に伴う後継者不足が懸念されています。営利目的でない範囲の対価しか求められないため、どうしても現役世代が担い手になるのが難しいという意見でした。

また、一部の地区社協において移動支援の実施を検討しましたが、交通事故等への懸念など、ボランティアに責任を負わせることができないという意見があり、実施に至っていないとのことでした。

関係団体	・公共交通が発達していないために、社会的孤立につながるということは考えられると思う。 ・福祉有償運送はタクシーではないので、営利を目的としない範囲内での対価しか求められない。メンバーに対して給料はそれほど出せないため、どうしても運転等の担い手は高齢者になる。
地区社会福祉協議会	・サロン開催に当たっても、移動の問題で来られない方もいると思う。月に1回でも、講座のときだけでもいいので、移動支援をしてもらえないか。 ・移動サービスの実施を検討はしたが、ボランティアに責任を背負わせることになり、難しい。

庁内関係課	・公共交通や移動支援は充実しているとはいえず、健診の受けにくさにつながっていないかと懸念している。 ・現状では、免許返納者が増加すると、まごの手クラブか地区社協の移動支援くらいしか事業がなく、全地区に十分な支援があるとはいえない状況。
-------	--

③防災体制

本市では、近年大きな災害が発生していないことから、市民の危機意識が低く、防災に対する取り組みが十分でないという意見がありました。また、自主防災組織が持ち回りで運営されており、地域における防災体制が確立されないという意見もありました。

災害時の安全確保や円滑な避難のためには、市民一人ひとりの意識を向上させることとともに、現在実施している防災リーダー育成の取り組みを継続的に実施することが重要との意見がありました。

関係団体	・自主防災組織のメンバーが、自治会同様に 2 年程度で交代してしまうと、地区の防災体制が強化されていかない。自主防災組織は自治会とは独立したものとし、固定的なメンバーで活動していくのが望ましい。 ・支援待ち・指示待ちではなく、自分から助けを求めることが重要。個人情報も関わることから、災害時だけではなく、平時からの近所のコミュニケーションが必要であることも認識して欲しい。
地区社会福祉協議会	・防災訓練はできていない。自治会単位での実施が望ましいと思うが、自主防災組織が活動していない。 ・防災に関して、リモート講習に取り組んだが、若い世代はなかなか来ない。
庁内関係課	・結成済みの自主防災組織においても、構成員が自治会と兼務で、しかも持ち回りのために 2 年ほどで交代してしまうので、十分な機能を持っているとは言い切れない。固定的なメンバーにするなど、組織体制の検討の必要を感じている。 ・防災リーダーのような市民一人ひとりの意識を高めるような取り組みも必要と感じている。 ・助けられるのを待つのではなく、自ら助けを求めることが、防災においては重要と思う。

④生活困窮

コロナ禍により就業環境が悪化しており、自立支援相談が増加しています。特に、従来から経済的課題を抱えた方や障がい者等については、就労機会が失われている可能性があるという意見がありました。生活困窮の課題は潜在化していることが多く、支援につながりにくいという意見もありました。

関係団体	・生活困窮している家庭に活動をPRして、必要な子どもが支援につながるよう取り組んでもらいたい。 ・再犯の背景には貧困の問題がある場合が多い。仕事がないために保護観察中に窃盗を行ったりする事例も多い。
庁内関係課	・自立支援相談が増加している。月 20 件を超えないくらいではあるが、例年の 2～3 倍に当たる件数である。 ・貧困は潜在化しやすい。地域の方の貧困を第三者が相談・情報提供するの、なかなか勇気のいることであるため、発見が遅れアウトリーチにつながらないことがある。

⑤成年後見制度

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加によって、成年後見制度利用の需要が高まりつつあります。本市では高齢・障がいの各分野で相談業務を行っており、今後さらなる権利擁護支援を充実するには体制整備が必要であるとのことでした。また、業務に携わる職員の知識向上や関係機関との連携に一層取り組む必要があるという意見がありました。

今後は潜在するニーズに対して、制度の利用促進を図る必要があり、体制を検討する必要があります。

庁内関係課	・現状では、成年後見制度のための専用窓口があるわけではなく、高齢介護課や障害福祉係等の相談の中で、必要と考える方を支援につなげている。 ・成年後見制度の利用など権利擁護が必要な事例が増加している。専門的な知識が十分ではなく、適切に支援につなげられているか不安がある。
-------	--

⑥再犯防止

再犯の背景としては、社会的孤立の問題が大きく影響していると考えられます。また、経済的安定と住居・雇用を確保することが不可欠です。雇用に関しては地域の理解が必要で、市内の協力雇用主を増やす必要があるという意見がありました。

関係団体	・再犯の背景には貧困の問題がある場合が多い。協力雇用主も、海津市はまだ少ない。企業も世間の目を気にして、積極的になれない。 ・仕事や住居の確保が課題になるが、そこは行政の取組みが必要な部分。保護司会とも連携して取り組んでもらいたい。
庁内関係課	・保護司が何人の方と関わっているかなど、保護観察の実態についてはそもそも情報共有されない仕組みのため、行政では再犯者の詳細を把握していない。 ・社会を明るくする運動において、犯罪の防止と犯罪者の矯正、更生保護について、正しい理解を深める啓発などに取り組む必要がある。

⑦多文化共生

市内の外国籍の住民については、コミュニケーションがとれず、特に子育て家庭において健診等に来ない方もいるため、課題が潜在化する懸念があります。また、日本語でのコミュニケーションが難しい場合に、子ども(児童)発達の有無の判断がしづらいという問題も指摘されました。

関係団体	・お互いを知らないことが偏見につながるところもあると思うので、橋渡しをするような取組みを考えていく余地があると思う。 ・技能実習生の待遇については、報道にあるような悪質なものはないと聞く。企業も大事にしている印象。
庁内関係課	・外国籍の子育て家庭が増えており、特に両親とも外国籍の場合はコミュニケーションに苦労している。言葉の壁があると、発達の問題の判断が難しいことが多い。言葉に関する支援があるといい。 ・外国籍の方で健診等にも来ない方は、個別に家庭訪問をして、対面で様子を確認するようにしている。虐待につながるリスクが特に高いという印象もないが、サービスを利用したくてもできない方への支援は必要と感じる。

5 対応すべき課題の整理

基礎調査結果より、今後の地域福祉の推進に当たって、本市における課題を整理すると、次のようにまとめることができます。

(1) 包括的支援体制の構築

地域活動の担い手不足や少子高齢化により、地域活動を行う団体の活動存続が危ぶまれる状況にあります。また、地域課題が複雑化・多様化していることに対し、福祉の各分野を超えて対応に当たる難しさが課題としてあります。

関係団体等調査で庁内関係課や関係団体から、複雑化・多様化する地域課題に対して、従来の連携だけではなく、新たな連携体制が必要であるという意見が多くみられました。

このため、庁内や関係機関の横断的連携体制を整備しながら、地域における団体等多機関との連携を促し、新たな福祉課題に対応できる重層的な支援体制を構築する必要があります。

(2) つどいの場の充実

近年、地域のつながりの希薄化が懸念されており、市民アンケート調査でも地域の付き合いが疎遠になっている結果がみられます。また、地域のつながりをつくるために重要な地域活動やサロンなどのつどいの場が、コロナ禍により大幅に制限され、活動が縮小してしまったことにより、市民が日常的に交流する機会(場)をつくりづらい状況になっています。

日常的に交流する関係性がなければ、地域の人々が支援を必要としていても気づかない可能性が高くなり、課題が深刻化していく懸念があります。

こうしたことから、だれもが支え合う地域環境を構築するために、支援制度の周知や、地域のつどいの場の充実が求められています。そのため、気軽に立ち寄れる自由な交流の場を創出し、多様なつながりや参加の機会を確保することが重要です。

(3) 人材育成・助け合いの意識向上

今後の福祉のあり方を考える際に、担い手不足が最も大きな課題として挙げられます。しかし、人口減少・少子高齢化が進む中、担い手不足はすべての分野に起こっており、容易に解消できる問題ではありません。

その一方で、市民アンケート調査では、40歳未満の若年層のボランティア参加意向が比較的高く、福祉の担い手は潜在的に存在すると考えられます。こうした方々が参加しやすい取組みを検討するとともに、将来的な担い手の育成に取り組むことが求められています。

また、ボランティア活動に労力や時間をかけられない方であっても、日頃から「向こう三軒両隣」のような身近な日常の助け合いに意識を向けることが、地域福祉の向上につながります。子どもの頃から助け合いの大切さを学校や地域で伝えることや、災害時に備えたつながりの重要性を市民に再認識してもらうなど、自主的な取組みにつながる啓発活動が求められます。

(4) アウトリーチ活動・伴走型支援

近年、相談する相手がいないなど社会的孤立を理由として、地域課題が潜在化するリスクが高まっています。市民アンケート調査では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、アウトリーチ活動を担う機関・役職の認知度が低下しており、困りごとが起こった際の相談先を知らない市民が増加しています。

地域課題を潜在化させないためには、多様な相談を受け止め、本人だけでなくその周囲の環境も丁寧に把握してアウトリーチや伴走型支援につなげていくことが重要になっています。しかし、特定の専門機関のみでは実施が難しく、重層的支援体制構築の中で推進していく必要があります。

(5) 移動支援の必要性

高齢化に伴い、地域では買い物や通院など日常的な移動についての不安が高まっています。市民アンケート調査では、通院や外出等の送迎サービスの充実を求める声があります。

また、ヒアリング調査では、高齢者のサロンや健康診断、各種相談窓口などに、自動車での移動が難しい方が参加・来所できていないのではないか、という意見が多数ありました。

本市では公共交通や福祉有償運送、地区によっては自主的な移動支援がありますが、今後さらなる高齢化に伴い市全域で移動制約者が増加することが予想され、日常生活の利便性が低下するだけでなく、必要な社会的支援を受けるのが難しくなることが懸念されます。

本市として地域公共交通の確保維持に合わせて、移動制約者の移動支援について検討していく必要があります。



地域課題の掘り起こしとアイデア出し(協議体会議)

第3章 計画の基本的方向性

1 基本理念

つながりの輪で だれもが笑顔あふれるまち かいづ

本市の最上位計画である「海津市第2次総合計画」の“医療・保健・福祉”分野において、すべての市民が健康で安心して笑顔で暮らせるよう、お互いに思い合い、支え合う医療や保健・福祉の充実を推進するため、「だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり」を基本目標に掲げ、地域福祉に関する様々な取組みを進めてきました。

一方で、少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、地域福祉を取り巻く環境は、複雑かつ多様な福祉課題を抱えた世帯が増えており、公的サービスだけでは十分に対応していくことは難しくなっています。

また、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や地域活動の制限によって、市民一人ひとりのつながりの希薄化がさらに進行するとともに、地域においては、地域活動の担い手や後継者不足が課題となっており、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

こうしたことから、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく笑顔で暮らしていくためには、「自助」「互助・共助」「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合う、地域福祉の考え方が重要です。

そのため、本市では、市民一人ひとりが助け合いの心を持ち、年齢や障がいの有無、住んでいる地域に関わらず、あらゆる主体がつながり、共に支え合うことで、だれもが地域において自分らしく笑顔で暮らせるまちを目指します。

2 基本目標

基本理念のもとで施策を展開するに当たって、「地域福祉意識の向上」、「地域福祉活動の推進」、「地域福祉の環境づくり」を、達成すべき3つの基本目標として設定します。

1. 地域福祉意識の向上

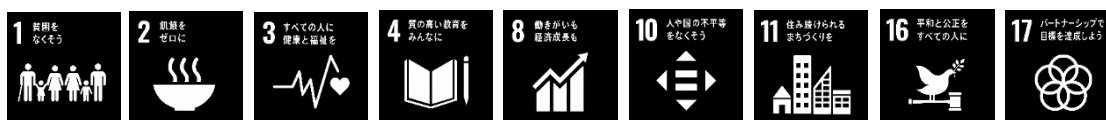
～だれもが地域に関心を持ち、様々な活動に参加します～



市民一人ひとりが地域に関心を持ち、障がい者や高齢者など、様々な人の人権を尊重し、地域福祉活動に参加できるよう、地域・学校などであらゆる機会を通じ、福祉に関する情報提供や啓発を行います。

2. 地域福祉活動の推進

～だれもが地域でつながるよう、地域の助け合い・支え合い活動を推進します～



すべての市民が地域で孤立せず、必要なときに必要な支援が受けられるよう、地域の見守りや交流の場づくりなど、地域を支える地域福祉活動の推進を図ります。

また、だれもが地域の一員として活動に参加し地域で活躍できるよう、社会資源の発掘や人材育成に取り組み、助け合い・支え合いのコミュニティづくりを推進します。

3. 地域福祉の環境づくり

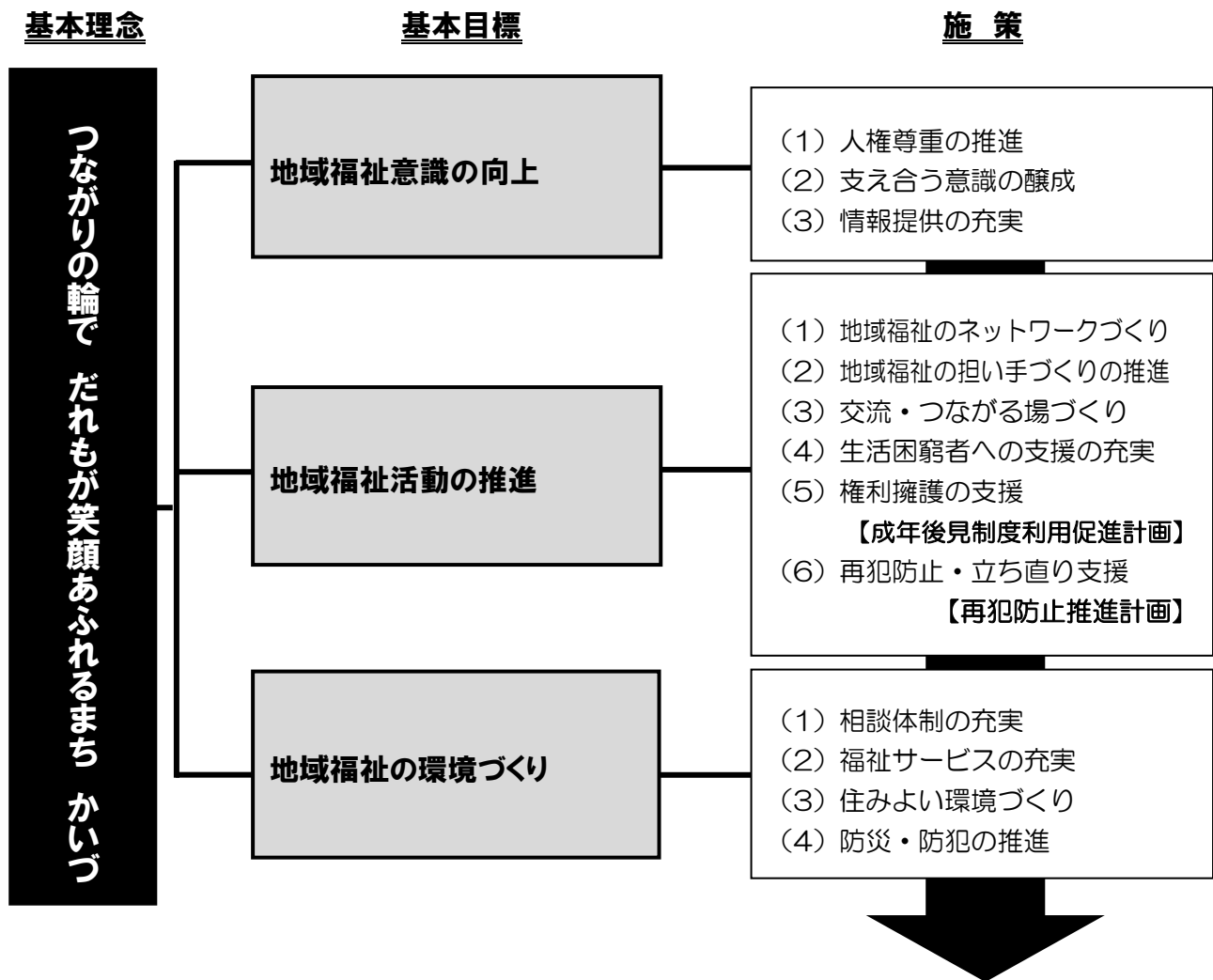
～だれもが必要なときに必要な支援につながる環境づくりに取り組みます～



市民一人ひとりのあらゆる困りごとに対し、市民や関係団体、行政、社会福祉協議会など、本市のあらゆる主体が、幅広く包括的に受け止めることができる相談支援体制を整備します。

また、すべての市民が暮らしやすい生活環境をつくるとともに、防災・防犯を推進し、地域の安全・安心を守ります。

3 施策体系



重点施策

対応すべき課題の整理（p.35～36）に対し、次の項目を重点施策とします。

対応すべき課題		重点施策
（1）包括的支援体制の構築	→	（1）多機関協働体制の構築
（2）つどいの場の充実	→	（2）地域でのつながりづくり
（3）人材育成・助け合いの意識向上	→	（3）地域福祉の担い手育成
（4）アウトリーチ活動・伴走型支援	→	（4）相談・支援体制の充実
（5）移動支援の必要性	→	（5）移動支援

4 本計画を担う各主体の役割

本計画を推進するに当たって、様々な主体における取組みが重要です。そのため、市民・地域、市社協、市、それぞれが取り組むべきことを位置づけ、本計画を推進していきます。

(1) 市民・地域

地域福祉を推進していく大きな力は、市民や地域で活動する福祉関係団体の皆さんです。一人ひとりが地域を知り、様々な問題解決に関心を持つことが大切です。まずは、地域や身近なご近所に関心を持ち、顔が見える関係を築きます。そして見守りや簡単な手助け、ボランティア活動への参加などの地域活動に取り組むことが期待されます。

また本市には、一人ひとりでは解決できない問題に対して、地域のつながりを活かして取り組む組織として、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）があります。地区社協は、市民と力を合わせて、地域活動や事業に取り組むことが期待されます。

(2) 市社協

市社協は、地域福祉の推進主体として行政と連携しながら、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っていきます。引き続き、市民・地域の自主的な活動の支援や福祉人材の育成、地区社協との連携を行い、地域の課題解決に向けた事業を実施します。

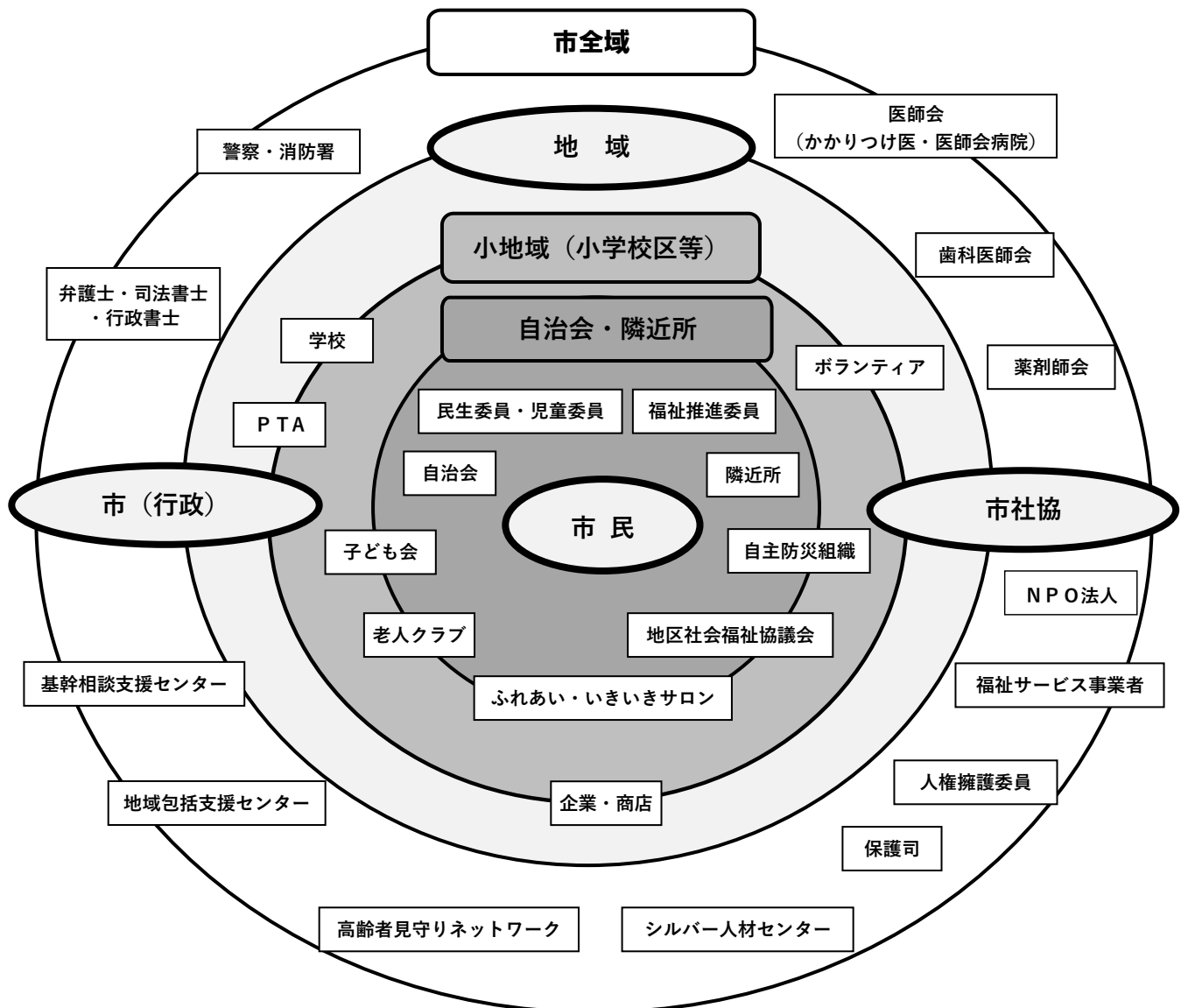
(3) 市

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動することができるよう、様々な取組みを効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題解決に向け、関連機関と連携し、福祉サービスを提供します。



生活支援活動（城山地区社会福祉協議会）

各主体のイメージ



5 重点施策

(1) 多機関協働体制の構築

課題（1）包括的支援体制の構築 への対応

①施策の方向

複雑化・複合化した地域課題が増加する中、庁内の横断的連携や横断的連携の中核を担う多機関協働体制が不可欠です。多機関協働体制では生活課題が複数分野にまたがっているケースに対して、庁内・関係機関の役割分担、支援の方向性の整理をします。

包括的支援に向けた重層的支援会議や支援会議を開催します。

重層的支援体制整備事業実施計画

多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

支援会議(社会福祉法第106条の6)

②指標

指 標	現状値	目標値
多機関協働体制の構築	—	構築

③取組み

市民・地域

困りごとの把握	・近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。
---------	--

市社協

多機関協働体制との連携	・多機関協働体制のもと、必要な支援が途切れないよう、寄り添う継続的な支援を図ります。
-------------	--

市

多機関協働体制の構築	・庁内・関係機関の新たな連携を構築し、複雑化・複合化する地域課題に対応できる多機関協働体制を整備します。
重層的支援会議の開催	・多職種・多機関で連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議を開催します。
支援会議の開催	・支援関係機関同士の情報共有や支援が必要なケースに対応するため、支援会議を定期的に行います。

(2) 地域でのつながりづくり

課題（2）つどいの場の充実 への対応

①施策の方向

既存の事業では対応できない制度の狭間にある個別のニーズや複合課題に対応するためには、支援を必要とする方や世帯が、隣近所や地域と継続的なつながりを持つことが重要です。そのために、民生委員・児童委員などの団体と連携しながら、支援を必要とする方や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援制度につなげます。また、住んでいる地域の近隣助け合いネットワークなどの育成・支援を図り、地区社協などの地域における福祉の仕組みづくりを推進します。

子ども・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など各分野において実施されている既存事業を総合的にとらえ、ボランティアと支援ニーズをマッチングします。また、生活支援やつどいの場の確保・充実を図り、助け合い・支え合いのコミュニティづくりを行います。

重層的支援体制整備事業実施計画

参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

②指標

指 標	現状値	目標値
近隣助け合いネットワーク実施区・自治会	52団体 (令和4年度)	70団体 (令和9年度)
ふれあい・いきいきサロン	43箇所 (令和4年度)	45箇所 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

地域福祉の担い手を知っておく	・地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員の担当や、地区社協について、あらかじめ知っておきます。
サロン活動の推進	・定期的にサロンを開催することにより、市民交流を行うとともに、困りごとの相談や情報共有の場とします。

市社協

近隣助け合いネットワークづくりの支援	・地域における見守りや、生活課題の抽出を行うネットワークづくりを推進します。また抽出した課題については、支援につながるよう、ボランティアや関係機関につなぎます。
ふれあい・いきいきサロンへの支援	・高齢者や障がい者、子育て世帯など、だれもが楽しく交流を深め、気軽に参加できる地域の居場所として、地域の自主的な活動を支援します。

地区社協への活動支援	・地区社協の活動が持続的に取り組むことができるように、情報提供や連携支援を行います。 ・地区社協の役割と組織的な運営を強化するため、地区社協の役員会、運営委員会、専門部会などの活動を支援します。 ・地区での福祉課題と問題解決の仕組みをつくる地区福祉活動計画の策定を支援します。 ・地区社協活動の充実のため、地区社協相互の情報交換や、運営に関する研修及び調査などを行います。
生活支援体制の整備促進	・生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議体により、生活支援を推進します。

市

市民・団体等のつながりづくり	・日常生活や活動の中でつながりを持つ機会の少ない市民・団体等の、連携を促進します。
居場所づくりへの支援	・社会資源を把握するとともに、地域や市社協と連携し、世代や分野などの属性を問わない新たな居場所づくりを進めます。
学校と地域が連携した地域づくり	・地域と連携しながら、学校運営や行事を推進することで、学校と地域が一体となって子どもの成長を支えます。
子育て支援に係る地域拠点	・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談や情報提供・助言、講座を開講します。 ・子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供し、保護者同士が気軽に交流できる場として、安心して親子が過ごせる「こども未来館」を整備します。
介護予防のためのつどいの推進	・ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、介護予防活動への参加を促します。 ・介護予防のための栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・市民の自主サークルの支援を行います。
障がい者の地域活動支援	・障がい者への活動機会の提供及び社会との交流等を行います。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。
コーディネーターへの支援	・生活支援コーディネーターの活動を支援し、生活支援の充実に関する資源開発等を促進します。 ・地域福祉コーディネーターの活動を支援し、地域の課題に対応する事業の企画・立案、実施に向けた調整を促進します。

(3) 地域福祉の担い手育成

課題（3）人材育成・助け合いの意識向上 への対応

①施策の方向

ボランティアセンターを通じて、意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めます。新たな担い手の確保のために、各種ボランティア養成講座を推進し、活動内容への市民の理解を深めます。ボランティア活動の立ち上げや利用者への情報発信などの支援を行います。

学校教育などで福祉活動の意義や重要性への認識を深め、福祉広報活動により市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。

重層的支援体制整備事業実施計画

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

②指標

指 標	現状値	目標値
ボランティア登録団体	72団体 (令和4年度)	75団体 (令和9年度)
個人ボランティア	153人 (令和4年度)	180人 (令和9年度)
介護予防リーダー	16人 (令和4年度)	40人 (令和9年度)
認知症サポーター	4,462人 (令和4年度)	6,800人 (令和9年度)
生活支援サポーター	169人 (令和4年度)	210人 (令和9年度)
ゲートキーパー	239人 (令和4年度)	293人 (令和9年度)
地域福祉コーディネーター	0人 (令和4年度)	1人 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

地域活動への参加	・地域の一員として、自らの持つ知識や技術、経験を生かし、様々な活動に参加します。 ・地域活動へ参加するとともに、隣近所・友人に参加を呼びかけます。
子どものころからの活動参加	・子どものころから地域に関心を持つとともに、地域活動に関わります。
ボランティアなどの研修受講	・ボランティア養成講座などの研修会へ積極的に参加します。

市社協

市民活動ボランティアセンターの強化	・ボランティアや市民活動の活性化を図るため、活動希望者と依頼者のマッチングやニーズの掘り起こしなど活動に関する相談支援、需給調整、情報提供などボランティアの総合的な支援をします。
ボランティア人材の育成	・ボランティア養成講座を開催し、参加者の地域福祉やボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、受講者へのボランティア活動や団体立ち上げの支援を行います。 ・高齢者の生活上の困りごとに対して、助け合い・支え合い活動を行う生活支援サポーターの育成に取り組みます。
福祉協力校の推進	・市内の小学校・中学校・高等学校などを対象に、福祉協力校として指定し、各学校の福祉に関する取組みを支援します。
地域福祉コーディネーターの配置	・地域福祉コーディネーターを配置し、人材育成や助け合いの組織づくり、つどいの場づくりを行います。

市

介護予防リーダーの養成	・高齢者が通える範囲にある場所で、住民主体の体操活動等を展開するために、介護予防リーダーを養成します。
認知症サポーターの養成	・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する基礎知識や認知症の方への対応方法等について、市民に理解してもらえるよう努めます。また、小学校等の学校教育の場においても、養成講座を実施します。
生活支援サポーターの養成	・生活支援サポーターの意義や役割についての講座を行い、生活支援サポーターを養成します。
ゲートキーパーの養成	・地域や職場、学校などにおいて、身近な人の自殺のサインに気づき、悩みを傾聴し、専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。
福祉教育の推進	・学校教育の中で、福祉に関する考え方を啓発するとともに、福祉活動に関する体験をすることで、将来的な福祉人材を育成します。
地域福祉コーディネーターの養成	・市民のニーズを把握し、地域の課題に対応する事業を企画・立案、実施に向けて調整を行う地域福祉コーディネーターを養成します。



担い手の育成(生活支援活動担い手養成講座)

(4) 相談・支援体制の充実

課題(4) アウトリーチ活動・伴走型支援 への対応

①施策の方向

本人やその世帯の属性を問わず、それぞれの支援関係機関が困りごとを抱える方や世帯の相談を包括的に受け止めたうえで、利用可能な福祉サービスを提供している機関につなげます。

また、社会的孤立などの問題に対しては、訪問等を通じて本人やその世帯の言葉に耳を傾け、寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援を行います。

重層的支援体制整備事業実施計画

包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

②指標

指 標	現状値	目標値
相談支援コーディネーター	6人 (令和4年度)	16人 (令和9年度)
包括的相談支援機関	0機関 (令和4年度)	10機関 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

相談支援を活用	・心配ごとや困りごとがあったら、民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談します。
相談窓口へつながる	・地域で困りごとの相談を受けたときは、市、市社協などの相談窓口に連絡します。

市社協

総合相談	・市民を対象に、だれもが相談しやすい専門相談窓口を設置し、様々な問題や悩みごとの相談を受けます。また、様々な相談に対しても対応できるよう体制を整えます。
巡回相談	・民生委員・児童委員と市社協職員が、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を訪問し、要望や日常生活の困りごとなどの相談を受けます。

市

包括的相談支援の整備	・それぞれの支援機関が困りごとを抱える方の相談を、福祉の各分野の属性に関わらず、包括的に受け止め、その課題を整理したうえで、利用可能な福祉サービスの情報提供等により必要な支援機関につなぎます。（相談支援機関の図のとおり）
成年後見センター（仮称）の設置	・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、財産や権利の侵害を受けることのないよう、成年後見センターを設置し、成年後見制度の円滑利用に向けた支援を行います。
子ども家庭総合支援拠点の整備	・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的支援業務を行います。 ・特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を図ります。
相談員の人材育成	・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるため、支援機関の相談員に対する研修の充実を図り、相談対応力の向上に努めます。また、総合的に相談を受けることができる人材の発掘・育成を行います。

本市の相談支援機関

【介護】	地域包括支援センター（高齢介護課） 在宅介護支援センター（高齢介護課：委託）
【障がい】	基幹相談支援センター（社会福祉課：委託） 発達支援センターくるみ（社会福祉課） 知的・精神相談支援事業（社会福祉課）
【子育て】	子育て包括支援センター（健康課りんく、こども未来課）
【生活困窮】	くらしサポートセンター（社会福祉課：委託） 職業消費生活相談センター（商工観光課）
【福祉全般】	なんでも相談センター（社会福祉課：委託）

(5) 移動支援

課題 (5) 移動支援の必要性 への対応

①施策の方向

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買い物などに伴う移動手段が欠かせません。市内においては、公共交通として養老鉄道、名阪近鉄バス、コミュニティバスとデマンド交通があり、自主的な取組みとして、NPO法人(まごの手クラブ)による福祉有償運送と、3地区で地区社協による移送サービスが実施されています。

しかし、高齢化の進行に伴い、免許返納等により自動車運転ができなくなった方や、バス停までの道のりを歩くことが難しい方など、日常的な移動手段のない方が増加することが考えられます。また、乗降に手助けや見守りが必要であるなど、もともと気軽に公共交通を使うのが難しい方もいます。

こうした移動制約者に対し、地域における取組みを活かしながら、使いやすく安全な移動手段を確保し、すべての市民が安心して暮らせる環境を目指します。

②指標

指 標	現状値	目標値
移動支援など実施団体等	4団体 (令和4年度)	5団体 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

日常的な乗合	・隣近所で公共交通機関を利用するのが困難な方がいた際に、自家用車等の乗合により移動の支援を行います。
福祉有償運送	・公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者を対象に、通院や買い物の際の送迎や同行を有償で行います。
移送サービス	・地区社協の事業として、地区の方の通院や買い物の際の移動を支援します。

市社協

移送サービス団体等への支援	・既存の移送サービス団体等に対し、情報提供や人材の育成、掘り起こし、人材の確保などの活動支援を行います。 ・新たに移送サービスの取組みを検討している団体等の立ち上げ支援を行います。
---------------	---

市

地域公共交通の運行	・コミュニティバス及びデマンド交通を運行し、高齢者、障がい者など移動の困難な方を支援します。
地域公共交通会議	・交通事業者も参加する、地域公共交通のあり方について検討する会議を開催します。交通事業者の意向も踏まえながら、市民の移動手段を確保できるよう協議を進めます。
移送サービス団体等への支援	・福祉有償運送や地区社協などの移送サービスを行っている団体等に対し、持続可能なサービスを提供できるよう運営補助を行います。 ・運転手など今後における担い手不足の解消に向けて、地域や関係機関と連携を図り、ボランティアとマッチングを行うとともに、人材の掘り起こしを支援します。



外出・買い物支援(西江地区社会福祉協議会)

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉意識の向上

(1) 人権尊重の推進

①現状と課題

すべての人は、自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を持っています。その一方で女性、子ども、高齢者、障がいのある方、部落差別（同和問題）、外国人、感染者患者等（HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等）、刑を終えて出所した方、犯罪被害者等、性的少数者（LGBTQ）等に対する偏見や差別、虐待などが未だに完全には解消されず、社会的な問題となっています。また、インターネット上では、個人の名誉やプライバシーの侵害等の問題も発生しています。

本市は平成18（2006）年に「人権尊重の都市」を宣言し、様々な人権施策に取り組んできました。地域共生社会の実現を目指すうえで、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される地域をつくることが重要です。

②施策の方向

人権に配慮した行動が日常生活の中に根づくよう、市民一人ひとりのライフステージに合わせた啓発を行います。あらゆる人権問題に対してだれもが関心を持ち、それぞれの問題に関して正しく理解するため、人権について考える講演・研修をはじめ、広報などを通じて人権啓発活動を推進します。

③取組み

市民・地域

講演・研修への参加	・人権について考える講演・研修に参加し、人権への理解を深め、人権意識を高めます。
-----------	--

市社協

人権尊重の理念を踏まえた活動	・人権尊重の理念を踏まえ、地域福祉に関する様々な活動を推進します。
----------------	-----------------------------------

市

人権尊重に関わる啓発・広報活動	・広報やSNSによる広報活動を行うとともに、講演・イベント等の開催、パンフレット等の配布により広く市民の人権意識の高揚を図ります。また、人権擁護委員の活動支援を行い、人権尊重の理念の普及に取り組みます。
人権教育の推進	・人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習等あらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。

(2) 支え合う意識の醸成

重点施策（2）地域でのつながりづくり

重点施策（3）地域福祉の担い手育成 を含む

①現状と課題

地域福祉を推進するためには、市民が地域に関心を持ち、地域活動に参加する中で、地域福祉について理解し、支え合いの意識を高めていく必要があります。

本市では、家庭・学校・地域等様々な場面で福祉教育を推進してきました。しかし、令和3（2021）年度の市民アンケート調査によると、社会福祉活動への理解や関心を高め、参加を促すための福祉教育が充実していると答えた方の割合は低く、これまで以上に福祉教育に取り組み、地域活動への参加を促し、支え合う意識の醸成を図る必要があります。

また、市社協では、地域福祉を理解してもらうために、市社協の活動をはじめ、地域福祉の意義、地域福祉活動の内容などを市民の皆さんに届くように情報提供し、地域福祉に関する啓発を行ってきました。

今後も、子どものころから支え合う意識を醸成するとともに、地域福祉に関する情報提供や啓発を進めていく必要があります。

②施策の方向

子どものころから支え合う意識を育むことができるよう、地区社協等と連携しながら、学校教育において地域への愛着や支え合う意識を醸成し、地域コミュニティの重要性を認識する人材の育成につなげます。

また、市民の福祉に対する関心を高めるため、様々な情報媒体を活用して、地域に身近な講座、イベント等の情報を発信します。それにより、地域福祉の考え方を身近に感じてもらうことで、地域での福祉活動の活性化を図ります。

③取組み（★は重点施策に含まれる取組み）

市民・地域

地域活動への参加★	・地域の一員として、様々な活動に参加します。 ・隣近所・友人に参加を呼びかけます。
子どものころからの活動参加★	・子どものころから地域に関心を持つとともに、地域活動に関わります。

市社協

ボランティア講座（福祉啓発講座）の推進	・地域課題や市民の生活ニーズを把握するとともに、福祉に携わる人材の育成につなげる講座を開催し、社会福祉への理解と関心を深めます。
ボランティアスクールの推進	・市内の小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象に、地域の福祉問題や現状を理解してもらい、まちづくりやボランティア活動への積極的な参加を促進します。
福祉協力校の推進★	・市内の小学校・中学校・高等学校などを対象に、福祉協力校として指定し、各学校の福祉に関する取組みを支援します。

地域活動への参加促進	・市民の地域活動への参加を促進するため、地域での福祉活動や行事等を情報発信します。 ・地域活動の重要性について、啓発を行います。
------------	---

市

福祉教育の推進★	・学校教育の中で、福祉に関する考え方を啓発するとともに、福祉活動に関する体験をすることで、将来的な福祉人材を育成します。
学校と地域が連携した地域づくり★	・地域と連携しながら、学校運営や行事を推進することで、学校と地域が一体となって子どもの成長を支えます。
自治活動への参加促進	・市民に対し自治活動の重要性を啓発し、参加を促進します。
福祉講座・イベントへの支援	・地域における講座・イベント等の取組みに対し、啓発等による支援を行います。



ボランティアスクール(盲導犬コース)



福祉協力校(石津小高齢者疑似体験)

(3) 情報提供の充実

①現状と課題

令和3(2021)年度に実施した市民アンケート調査では、「福祉サービスに関する情報を入手できている」と回答した割合は約1割にとどまっています。市・市社協とも、情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、依然として十分に情報が届いていないのが現状です。

今後さらに利用者の立場に立った多様な手法を検討するとともに、市政に参画する機会を充実させる必要があります。

②施策の方向

本市に関係するすべての方に対して、情報が正確かつ適切に提供されるよう、必要とされる情報を、わかりやすい表現方法で、様々な情報媒体を活用して発信します。また、外出が困難な方が情報を入手できずに孤立することのないよう、訪問等による情報提供などにも取り組みます。

③取組み

市民・地域

日ごろからの情報収集	・支援が必要なときだけでなく、日ごろから情報収集に努めます。
------------	--------------------------------

市社協

啓発活動の推進	・社協だよりやホームページ、SNSを通じて、市社協の活動や地域福祉活動について周知・啓発します。また、市民とのふれあいや訪問の中で、情報提供を行います。
---------	--

市

情報提供の推進	・市報やホームページ、SNS等における内容の充実を図るとともに、市内施設においても福祉情報が取得できるような機会の拡充に努めます。また、情報提供を行っている関係機関との連携により情報の共有化を図ります。
市民の意見聴取	・ワークショップなど、市民が施策に対して自由に意見を出し、協議できる場を設けます。 ・計画や方針を策定する際には、パブリックコメントや意見交換する機会を設けることで、市民の意見聴取を行います。
出前講座	・市民グループ・サークル・学校など団体の要望により制度・事業の説明等の講座を行います。

基本目標 2 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉のネットワークづくり

重点施策(2) 地域でのつながりづくり を含む

①現状と課題

本市では、市と市社協と地区社協など地域における活動団体が連携し、地域福祉活動を推進してきました。推進に当たっては、市や市社協が実施するフォーマルサービスと、地域や隣近所の日常的な助け合いであるインフォーマルサービスの連携が必要です。インフォーマルサービスで特に重要な役割を果たしているのが、小学校区等、小地域ごとに設置された地区社協であり、より市民に近い立場で支援ニーズをくみ取り、地域福祉活動に取り組んでいます。

地区社協は、近隣での見守り・声かけ運動、地区内情報紙の発行、サロン活動、移動支援ボランティア等、地域の特色に合った様々な活動に取り組むことで福祉への理解者を増やし、地域福祉活動の展開に大きな役割を担っています。

また本市では、地域包括ケアシステムや見守りネットワークにおいて、それぞれの福祉分野で個別に連携体制の強化を図ってきました。複合課題が増加する中、制度ごとに分断された連携ではなく、庁内・関係機関の多機関協働のもと、切れ目のない支援を総合的に実現していく必要があります。

②施策の方向

地区社協等が推進してきた地域活動や、近隣助け合いネットワークにより形成されたつながりを重要な社会資源として、市社協が地域における課題抽出や解決を図る自主的な取組みを支援します。

また抽出された地域課題に対し、複合的な課題については横断的連携による対応のできる支援体制を、市・市社協が連携して整備します。

③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

市民・地域

困りごとの把握★	・近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。
地域福祉の担い手を知っておく★	・地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、地区社協について、あらかじめ知っておきます。

市社協

近隣助け合いネットワークづくりの支援★	・地域における見守りや、生活課題の抽出を行うネットワークづくりを推進します。また抽出した課題については、支援につながるよう、ボランティアや関係機関につなぎます。
---------------------	--

地区社協への活動支援★	・地区社協の活動が持続的に取り組むことができるように、情報提供や連携支援を行います。 ・地区社協の役割と組織的な運営を強化するため、地区社協の役員会、運営委員会、専門部会などの活動を支援します。 ・地区での福祉課題と問題解決の仕組みをつくる地区福祉活動計画の策定を支援します。 ・地区社協活動の充実のため、地区社協相互の情報交換や、運営に関する研修及び調査などを行います。
生活支援体制の整備促進★	・生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議体により、生活支援を推進します。
多機関協働体制との連携★	・多機関協働体制との連携のもと、必要な支援が途切れないよう、寄り添う継続的な支援を図ります。

市

地域包括ケアシステムの推進	・多機関協働体制の構築と連携しながら、保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括ケアシステムを深化・推進します。
見守りネットワークの確立	・子どもや高齢者、障がい者等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークによる虐待の早期発見・防止に取り組みます。虐待が発生した場合、虐待を受けた方への迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を組織的に行います。 ・市内の事業者などとの協働により、徘徊高齢者の見守りネットワーク体制の維持・強化に努めます。
地域福祉活動の推進	・地区社協などの市民団体やNPO法人などに対し、事業運営に対する相談や地域福祉活動の支援を行います。
市民・団体等のつながりづくり★	・日常生活や活動の中でつながりを持つ機会の少ない市民・団体等の、連携を促進します。
地域での子育てネットワークの推進	・地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業の実施について検討し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。
多機関協働体制の構築★	・庁内・関係機関の新たな連携を検討し、複雑化・複合化する地域課題に対応できる多機関協働体制を整備します。
重層的支援会議の開催★	・多職種・多機関で連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議を開催します。
支援会議の開催★	・支援関係機関同士の情報共有や支援が必要なケースに対応するため、支援会議を定期的に行います。
コーディネーターへの支援★	・生活支援コーディネーターの活動を支援し、生活支援の充実に関する資源開発等を促進します。 ・地域福祉コーディネーターの活動を支援し、地域の課題に対応する事業の企画・立案、実施に向けた調整を促進します。

(2) 地域福祉の担い手づくりの推進

重点施策（2）地域でのつながりづくり

重点施策（3）地域福祉の担い手育成を含む

①現状と課題

社会環境の変化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化に伴い、地域活動の担い手不足が起こっています。

地域福祉を推進するためには、「受け手」、「支え手」に関わらず、自分のできることを行うということが重要です。支援を受ける高齢者でも、ある時は地域福祉の担い手になるといった、互いに支え合い、助け合える地域づくりが求められます。

また、令和3(2021)年度の市民アンケート調査では、ボランティア活動への潜在的参加意向は約2割となっており、担い手になりうる方が一定数いるものと考えられます。こうした潜在的な担い手の発掘・育成に加えて、幅広い世代の市民の参画を促すための、情報発信の工夫等が必要です。

加えて、市内では多数の団体が福祉活動を行っていますが、いずれの団体も人材不足が課題です。団体間の連携により活動の展開が期待できますが、現状では実施できていないため、今後検討していく必要があります。

②施策の方向

地域福祉の担い手づくりのために、福祉についての情報発信をさらに推進するとともに、各種講座等を開催することで、ボランティア等の地域活動への参加意識を醸成します。また、地域活動に興味を持った方に対しては、市民活動ボランティアセンターが地域活動につなぎます。

③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

市民・地域

ボランティアなどの研修受講★	・ボランティア養成講座などの研修会へ積極的に参加します。
----------------	------------------------------

市社協

福祉推進委員への支援	・各自治会における身近な地域福祉の担い手として、福祉推進委員が主体的に活動できるよう活動意識の向上に努めます。また、福祉推進委員と民生委員・児童委員をはじめ、地区社協など各種関係団体との連携を強化します。
市民活動ボランティアセンターの強化★	・ボランティアや市民活動の活性化を図るため、活動希望者と依頼者のマッチングやニーズの掘り起こしなど、活動に関する相談支援、需給調整、情報提供などボランティアの総合的な支援をします。
ボランティア活動の啓発	・市民に対し、ボランティア活動の考え方や重要性を啓発するとともに、活動の醍醐味や楽しみ方を伝えることで、活動への参加を促進します。

ボランティア人材の育成★	・ボランティア養成講座を開催し、参加者の地域福祉やボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、受講者へのボランティア活動や団体立ち上げの支援を行います。 ・高齢者の生活上の困りごとに対して、助け合い・支え合い活動を行う生活支援サポーターの育成に取り組みます。
ボランティア連絡協議会の活動支援	・市内のボランティア団体・個人が、活動の発展と地域福祉の向上に努めるとともに、自主的に充実した活動を行えるよう支援します。 ・ボランティア連絡協議会のPRと会員の育成を支援します。
関係団体の後継者づくり支援	・関係団体の後継者不足に対し、後継者づくり支援を行うことで、活動の活性化につなげます。
地域福祉コーディネーターの配置★	・地域福祉コーディネーターを配置し、人材育成や助け合いの組織づくり、つどいの場づくりを行います。

市

民生委員・児童委員への支援	・市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係をつくり、また、多様な相談に的確にアドバイスができるよう、活動に対する支援、研修会、講習会を充実させ、地域への積極的な関わりを推進します。
NPO法人等への支援	・市内のNPO法人等の、市民主体の団体の活動が今後も持続できるよう、支援を行います。
市民団体の把握・活動支援	・市内で活動する団体を把握し、団体の考えや方向性を踏まえ、市民への活動内容の周知を図ります。 ・新たに把握した団体については、市や他団体との連携による活動促進を検討します。
介護予防リーダーの養成★	・高齢者が通える範囲にある場所で、住民主体の体操活動等を展開するために、介護予防リーダーを養成します。
認知症サポーターの養成★	・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する基礎知識や認知症の方への対応方法等について、市民に理解してもらえよう努めます。 - また、小学校等の学校教育の場においても、養成講座を実施します。
生活支援コーディネーターの養成	・市社協の生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議会を開催することで、生活支援を推進します。
生活支援サポーターの養成★	・生活支援サポーターの意義や役割についての講座を行い、生活支援サポーターを養成します。
ゲートキーパーの養成★	・地域や職場、学校などにおいて、身近な人の自殺のサインに気づき、悩みを傾聴し、専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。
地域福祉コーディネーターの養成★	・市民のニーズを把握し、地域の課題に対応する事業を企画・立案、実施に向けて調整を行う地域福祉コーディネーターを養成します。

(3) 交流・つながる場づくり

重点施策(2) 地域でのつながりづくり

重点施策(3) 地域福祉の担い手育成を含む

①現状と課題

地域のつながりが希薄化する中で、サロンなどの交流活動は、高齢者や障がいのある方に限らず、すべての人にとっても重要なものとなります。本市においても新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの交流活動が制限されましたが、一方で交流活動の持つ重要性から、感染症対策をしながら、徐々に再開されつつあります。

また、行政サービスを受けないセルフネグレクトや、社会的な孤立が全国的に課題となっています。地域から孤立し、だれにも相談できないことで、身体状況の悪化や消費者契約などのトラブルに巻き込まれることなどが懸念されます。

令和3(2021)年度の市民アンケート調査によれば、前回調査よりも家族同様のつきあいや互いの家を行き来する割合は減少しており、近所づきあいは疎遠になっていることがうかがわれ、社会的孤立のリスクは本市においても高まっていると考えられます。

地域に住む人同士がお互いの顔がわかり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題や課題を解決する糸口となります。そのため、市民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的な場面から交流を実践し、だれもが主体的に地域活動へ参画できるよう働きかけていく必要があります。

②施策の方向

住民の様々な悩みごとや困りごとが、早期に相談支援につながるように、地域における声かけやあいさつを促進するとともに、幅広い世代の市民が交流できる機会を増やすことで、顔の見える地域づくりを推進します。

③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

市民・地域

日常的なあいさつ、声かけ	・あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションに努めます。
日常的な見守り	・ご近所や自治会など、地域の情報把握に努めます。
つどいの場への参加	・地域で実施されている様々なつどいの場に、参加できるものがあれば、ご近所・友人を誘い、参加します。
サロン活動の推進★	・定期的にサロンを開催することにより、市民交流を行うとともに、困りごとの相談や情報共有の場とします。
支援が必要などきの対応	・ご近所の方に異変を感じた場合は、民生委員・児童委員や福祉推進委員などに連絡・相談します。

市社協

ふれあい・いきいきサロンへの支援★	・高齢者や障がい者、子育て世帯など、だれもが楽しく交流を深め、気軽に参加できる地域の居場所として、地域の自主的な活動を支援します。
子どもの居場所づくりへの支援	・学習支援や子ども食堂など、地域の自主的な取組みを支援し、活動を広げます。
市民交流への支援	・市民同士の交流のため、外出機会の確保や地域での交流の場を提供し、孤立化を防ぎます。 ・高齢者や障がい者同士の交流や、関係団体の交流など、多様な交流機会を提供します。
多世代交流の促進	・地区社協等の取り組む多世代交流事業を支援し、地域コミュニティを充実させるとともに、高齢者や障がい者の生きがいがいづくりにつなげます。また、子どもにとって地域の伝統文化や社会性・協調性を学ぶ機会になるよう、取組みを支援します。

市

居場所づくりへの支援★	・社会資源を把握するとともに、地域や市社協と連携し、世代や分野などの属性を問わない新たな居場所づくりを進めます。
生涯学習講座等の推進	・市民の多様な学習ニーズに対応する講座やサークルの活動を促進することで、生きがいづくりだけでなく、地域を支える人づくりや地域における社会関係・人間関係を豊かなものにします。
子育て支援に係る地域拠点★	・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談や情報提供・助言、講座を開講します。 ・子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供し、保護者同士が気軽に交流できる場として、安心して親子が過ごせる「こども未来館」を整備します。
介護予防のためのつどいの推進★	・ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、介護予防活動への参加を促します。 ・介護予防のための栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・市民の自主サークルの支援を行います。
高齢者の自主的な活動への支援	・高齢者の団体やサークルによる、ボランティア活動を中心とした自主活動を支援します。
障がい者の地域活動支援★	・障がい者への活動機会の提供及び社会との交流等を行います。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。
多文化共生の推進	・市内在住外国人が、言語がわからずに孤立することがないように、情報発信・情報提供の多言語化に取り組めます。 ・国籍に関係なく市民同士が、互いの言語や文化を理解し、地域で共生していけるように、多文化共生の取組みを支援します。

(4) 生活困窮者への支援の充実

①現状と課題

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により、市民生活に多くの影響が出ており、生活に困っている方に対して、速やかに支援につなげることが求められています。また、従来から困窮課題を抱えている方、高齢者、子ども、障がいのある方については、より生活困窮状態が深刻になっている懸念があり、引き続き支援していく必要があります。

本市では、生活困窮者に対し「くらしサポートセンター」を相談窓口として就労支援や住居確保支援、家計改善支援等を行う「自立相談支援事業」を行っています。また、経済的困窮のみならず複合課題を同時に抱える方には、自立相談支援をきっかけとして、多機関協働での重層型支援が提供できるよう、体制を整備することが必要です。併せて困窮者支援の過程では、生活保護制度が適用される場合があり、スムーズな法・制度の運用が行われる必要があります。

生活困窮の課題は大人だけにとどまらず、子どもの貧困にも大きく連鎖することから、学習支援や子どもの居場所づくり等の支援活動を通じて、貧困の連鎖防止と世帯の安定した暮らしの再生を促すことも困窮者支援にとって重要な課題となります。

②施策の方向

生活に困窮している方に対し、生活福祉資金や食料支援により生活を支えながら、自立支援を推進します。また、子どもの貧困対策として、学習支援や子どもの居場所づくりを推進します。

③取組み

市民・地域

早期連絡・相談	・ささいなことでもSOSと感じたら、民生委員・児童委員や福祉推進委員などに連絡・相談します。
---------	--

市社協

くらしサポートセンター★	・生活困窮に関する課題の相談を受け付け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
生活福祉資金貸付事業	・経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安心した生活を送れるよう支援します。
フードバンク事業	・生活に困窮している方や食料の支援が必要だと判断される方を対象に食料支援を行い、自立を促します。また、福祉関係団体事業などにも提供します。 ・市民や企業などへ、フードロス解消の意義及びフードバンク事業の広報啓発活動を行います。
子どもの貧困対策	・市民、関係機関や子どもの居場所づくりに関わる団体と協働し、生活課題のある子ども、世帯を把握し、必要な支援につなげます。

市

生活困窮者の把握	・生活困窮者が必要な支援を円滑に受けられるように、把握に努めます。また、生活困窮者を把握した際には、くらしサポートセンターと連携し、相談支援を行います。
関係団体との連携	・複合課題の多くに貧困が含まれており、生活困窮者自立支援には福祉関係課・関係機関が相互に連携し、柔軟に協議をすることで、個別に連携した対応を行います。
生活困窮者自立相談支援事業	・就労その他の自立に関する相談を受け、必要な情報提供・助言を行います。また、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個別に自立支援計画を策定します。
就学援助	・経済的な理由により、子どもを小・中学校へ就学させるのが困難な方に対し、学校でかかる費用の一部(学用品費、給食費、修学旅行費など)を援助します。



子どもの居場所づくり(こんたん家)

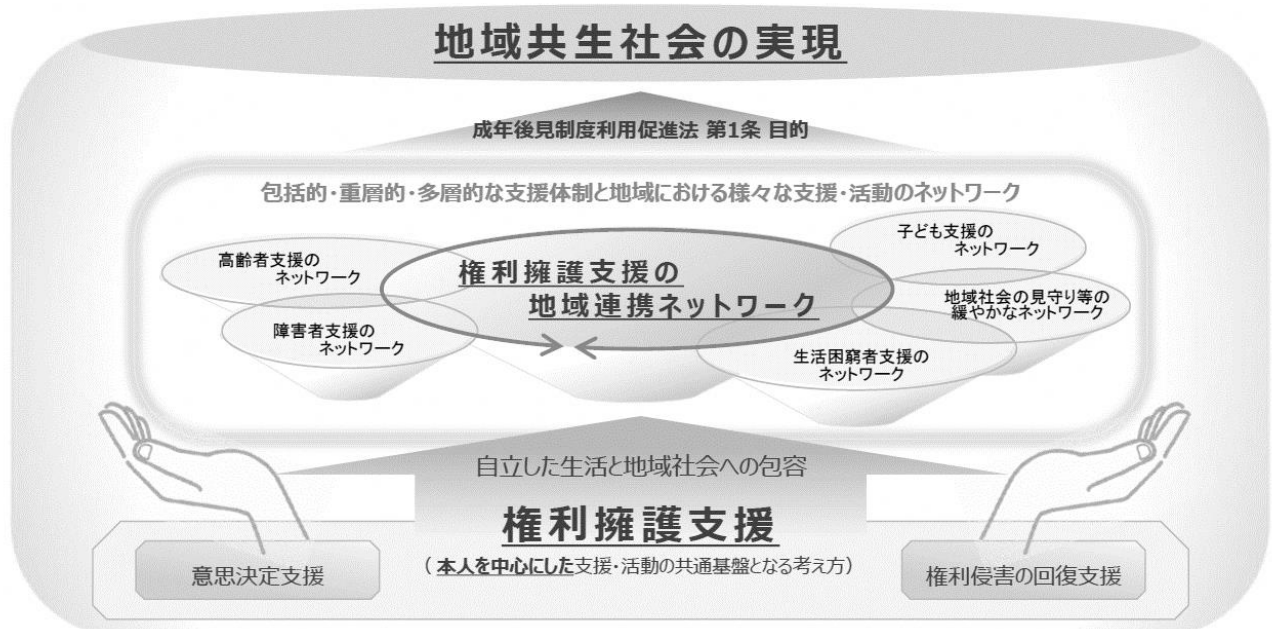
①現状と課題

高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制の充実が求められます。

こうしたことに対し、国においても令和4(2022)年3月に策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、地域共生社会の実現に向けて、地域連携ネットワークの中で権利擁護支援を推進していくこととしています。

本市の権利擁護支援は、高齢・障がいの各分野で窓口を開設しているものの、さらなる権利擁護の包括的な支援には、中核機関を中心とした権利擁護ネットワークを構築する必要があります。

権利擁護支援から地域共生社会の実現につながるイメージ



資料：厚生労働省

②施策の方向

本市では、権利擁護支援が必要な方に対し、相談業務、後見申立費用や報酬助成など、成年後見制度等の利用支援を行っています。今後さらなる利用促進のために中核機関を設置し、市と市社協、専門職、家庭裁判所などの関係機関が相互に連携をとり、地域において権利擁護が必要な方が早期に支援につながるように、地域連携ネットワークの構築に取り組めます。

③取組み

市民・地域

成年後見制度等への理解を深める	・パンフレット等を確認し、成年後見制度等の理解を深めます。
成年後見制度等の利用促進	・身近に制度利用が必要な方がいた場合、民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談します。

市社協

日常生活自立支援事業の推進	・判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように、契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類など預かりサービスを行います。 ・成年後見制度への移行が必要な場合には、適切に対応します。
成年後見制度の利用促進	・成年後見制度について、市民への広報や普及啓発活動を行います。 ・市と連携をとりながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

市

成年後見センター（仮称）の設置★	・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、財産や権利の侵害を受けることのないよう、成年後見センターを設置し、成年後見制度の円滑利用に向けた支援を行います。
成年後見制度の普及啓発	・市民へ成年後見制度の啓発活動を行うとともに、市社協や関係機関と連携しながら地域における効果的な広報活動を行います。
成年後見制度に関する相談支援	・庁内・関係機関などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談支援を行います。
成年後見制度の利用支援	・成年後見制度の利用にあたり、後見申立費用や成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、助成を行います。 ・中核機関において専門職団体及び法人後見を行う法人と連携し、後見人等候補者の調整を行います。
地域連携ネットワークの整備	・地域において、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域連携ネットワークの構築を進めます。また、地域連携ネットワークを活用し、支援が必要な方の早期把握と早期支援に努めます。

①現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっており、本市においても同様の傾向がみられます。刑事司法関係機関も再犯を防止する取組みを進めているものの、再犯をした方たちは貧困や疾病、障がい、厳しい生育関係による孤立など、様々な生きづらさを抱えていることが多く、社会復帰した後も地域社会で孤立することなく自立して暮らしていくために包括的な支援が求められています。

また、犯罪等をした方やその家族に対して、犯罪や非行履歴に関するプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識によって就職や住居確保が阻害されることも起こっています。犯罪等をした方が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となるよう、地域の理解と自立に向けた支援が必要となります。

②施策の方向

再犯によって市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくため、地域と行政、関係団体が連携し、地域で孤立することなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行います。

③取組み

市民・地域

立ち直り支援	・犯罪等をした方に対する立ち直りへの支援に協力します。
犯罪等の背景の理解	・犯罪等が起こった社会的背景についての理解を深めます。

市社協

関係団体との連携による啓発	・再犯防止のためには地域の協力が必要であることを、関係団体と連携し、啓発に努めます。
---------------	--

市

再犯防止に関する地域への理解の促進	・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域への理解の促進に努めます。
更生保護関係の支援者・団体との連携と活動支援	・犯罪等をした方の立ち直りを支援するために、更生保護関係の支援者・団体と連携を図り、活動を支援します。
自立支援の推進	・就労や住まいの確保のために、関係機関と連携し、自立した生活が送れるよう継続的な支援を行います。

基本目標 3 地域福祉の環境づくり

(1) 相談体制の充実

重点施策（1）多機関協働体制の構築

重点施策（4）相談・支援体制の充実 を含む

①現状と課題

近年、地域課題の複雑化・複合化に伴い、市民からの相談内容が多岐にわたっています。

本市においては行政機関と地域との橋渡し役として、民生委員・児童委員及び福祉推進委員等が、高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉などの幅広い分野で相談支援活動や地域での声かけ・見守り活動を推進しています。

また、専門的な支援としては保健福祉の各相談窓口が連携しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援しています。

しかし、市民アンケート調査によれば、民生委員・児童委員や福祉推進委員など地域福祉の担い手の認知度が低下しています。様々な生活課題や福祉課題を抱える市民が、より早く確実に必要な情報を入手し、専門サービスを利用するためには、地域と行政等の協働のもと、課題の把握からサービスの提供までの連携体制を構築する必要があります。

②施策の方向

市民からの相談を幅広く受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市や市社協だけでなく、市民、地域、その他関係機関と連携しながら構築します。

③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

市民・地域

相談支援を活用★	・心配ごとや困りごとを抱え込まずに相談します。 ・民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談します。
相談窓口へつなぐ★	・人から相談を受けたときは、市、市社協などの相談窓口に連絡します。

市社協

総合相談★	・市民を対象に、だれもが相談しやすい専門相談窓口を設置し、様々な問題や悩みごとの相談を受けます。また、様々な相談に対して対応できるよう体制を整えます。
巡回相談★	・民生委員・児童委員と市社協職員が、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を訪問し、要望や日常生活の困りごとなどの相談を受けます。
在宅介護支援	・在宅の要介護者や家族の介護に関する相談を受けます。 ・民生委員・児童委員や福祉推進委員、地域包括支援センターと連携し、対象者宅の訪問や家族からの聞き取りを行い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の生活実態を把握します。

市

包括的相談支援の整備★	・それぞれの支援機関が困りごとを抱える方の相談を、福祉の各分野の属性に関わらず、包括的に受け止め、その課題を整理したうえで、利用可能な福祉サービスの情報提供等により必要な支援機関につなぎます。
相談援助活動の推進	・法律相談、結婚相談、巡回相談、常設相談などの総合相談を実施し、相談援助活動を行います。
成年後見制度に関する相談支援	・庁内・関係機関などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談支援を行います。
子ども家庭総合支援拠点の整備★	・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的支援業務を行います。 ・特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を図ります。
自殺対策の推進	・自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、地域におけるネットワークを強化し、自殺のリスクを抱える方に伴走型支援のできる体制を整備します。
相談員の人材育成★	・相談内容の複雑化・複合化に対応し、相談者のニーズに応じた対応ができるよう、相談員の研修を充実し、スキルアップに努めます。また、総合的に相談を受けることができる人材の発掘・育成を行います。



福祉推進委員活動(見守り訪問)

(2) 福祉サービスの充実

①現状と課題

本市では、子ども・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等、様々な分野で福祉サービスが提供されています。しかし社会情勢の変化や少子高齢化の進行などに伴い、必要なサービス量の増加やニーズの多様化が進むことが予想されます。

制度の狭間で必要な支援を受けられない人が出ないように、医療・保健・福祉・介護が連携しながら、包括的な支援をすることが求められます。

②施策の方向

医療・保健・福祉・介護の充実を図ることで、地域の連携やネットワークづくりを図り、すべての人が年齢や状況を問わず、包括的にニーズに応じた適切な支援が受けられる提供体制を目指します。また、適切な評価に基づく情報提供の充実を図ることで、支援を必要とする方に適切なサービスが提供されるよう努めます。

③取組み

市民・地域

必要なときのサービス 利用	・各種制度・サービスについて、情報収集をします。 ・サービス利用が必要になったときには、ためらわず相談します。
------------------	--

市社協

子ども・子育て支援の 推進	・関係団体の子ども・子育て支援活動を支援することで、子どもの居場所づくりや保護者のつながりづくりなど、多様な支援を推進します。
高齢者の在宅生活支援	・在宅介護支援センターにおいて、高齢者福祉の相談支援を行います。 ・要介護4・5の方へ紙おむつなどに要する経費補助を行います。 ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、福祉推進委員等が見守り・安否確認を実施します。 ・生活機能の低下を予防し、介護状態に陥ることを防ぐために必要な栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・病気や怪我で一時的に車いすが必要な方へ短期間の貸し出しを行い、自立した生活を支援します。

市

医療情報の周知徹底	・市報、ホームページ等において、救急医療に関する情報を提供し、すべての人が個々の病状に応じた適切な医療が受けられるよう、関係機関との連携のもと、情報提供の充実を図ります。
地域医療体制の整備	・海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により、専門化する医療ニーズに対応する医療体制の整備を目指します。 ・市外の高度かつ専門医療機関と市内診療所などの病診連携を推進し、適切に受診できる地域医療体制づくりを目指します。
主体的な健康づくりの推進	・健康に関する情報提供をすることで、市民が健康づくりに関心を持ち、主体的に取り組んでいくきっかけづくりに努めます。 ・健康教室等を通じ継続的な運動の効果を啓発し、ウォーキング等の日常生活の中で継続できる運動を勧めます。 ・規則正しい食習慣とバランスのとれた食事の重要性を啓発します。
健(検)診事業の推進	・健康診査や各種がん検診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の改善による生活習慣病予防の重要性の周知に努めます。
在宅福祉サービスの充実	・住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの推進を図ります。
事業者の情報公開の促進	・サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。

(3) 住みよい環境づくり

重点施策(5) 移動支援 を含む

①現状と課題

すべての人が気軽に安心して外出できる生活環境を構築するために、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等のあらゆる場所においてユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進していく必要があります。そのため、建築物等の構造設備の改善を図り、利便性と安全性の向上を促進することを目指します。

また、高齢化に伴い市全域で移動制約者が増加することが予想されます。市民アンケート調査においても、優先して取り組むべき施策として「通院や外出等の送迎サービス」が特に高い割合となっていました。移動の問題により、市民の日常生活の利便性が低下するだけでなく、必要な社会的支援を受けることが難しくなると懸念されています。

②施策の方向

施設設置者などとの協働のもと、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の措置を講ずることにより、移動及び施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、すべての人が活動しやすい環境を整備します。

また、移動制約者に対し、地域における取組みを活かしながら、使いやすく安全な移動手段を確保し、すべての市民が安心して暮らせる環境を整備します。

③取組み(★は重点施策に含まれる取組み)

市民・地域

日常的な乗合★	・隣近所で公共交通機関を利用するのが困難な方がいた際に、乗合により移動の支援を行います。
福祉有償運送★	・公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者を対象に、通院や買い物の際の送迎や同行を有償で行います。
移送サービス★	・地区の方の通院や買い物の際の移動を支援します。

市社協

移送サービス団体等への支援★	・既存の移送サービス団体等に対し、情報提供や人材の育成、掘り起こし、人材の確保などの活動支援を行います。 ・新たに移送サービスの取組みを検討している団体等の立ち上げ支援を行います。
----------------	---

市

地域公共交通の運行★	・コミュニティバス及びデマンド交通を運行し、高齢者、障がい者など移動の困難な方を支援します。
地域公共交通会議★	・交通事業者も参加する、地域公共交通のあり方について検討する会議を開催します。交通事業者の意向も踏まえながら、市民の移動手段を確保できるよう協議を進めます。
移動サービス団体等への支援★	・日常生活に必要な移動が困難な高齢者等を対象に、移送サービスを行う団体等に対して運営補助などの支援を行います。
ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	・市内の建築物等を整備するに当たっては、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン、バリアフリー化の視点を取り入れて整備します。
心のバリアフリーの推進	・物理的なバリアフリーだけではすべての人にとって必ずしも暮らしやすくなるわけではないことを認識し、段差や階段などを移動するのに困っている方を見かけたら声かけする気づかいや思いやりができる、心のバリアフリーを推進します。

(4) 防災・防犯の推進

①現状と課題

近年、大規模な災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっています。しかし本市では、幸いにも大規模な災害による被害の発生がないことにより、市民の防災に対する意識は必ずしも高くなく、自主防災組織など地域の防災体制も十分でない傾向があります。災害時の避難行動要支援者の避難に関する事など、平時から検討しておくべき課題は多く、防災意識を高める必要があります。

また、特殊詐欺など、犯罪が複雑化・巧妙化しています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、地域、市や市社協、警察が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが重要です。

②施策の方向

地域の防災体制の強化を図るとともに、防犯対策を推進し、どんな時も安心して暮らせる地域を目指します。

③取組み

市民・地域

避難経路の確認	・様々な災害を想定し、安全に避難できる経路の確認など、避難について考えておきます。
防災備蓄の推進	・災害時に備え、7日分程度の水・食料の備蓄を行います。
建築物の耐震化等	・自宅や所有する建築物の安全を確認し、耐震化など必要な対策をとります。
防犯情報の収集	・多様な犯罪・消費者被害の事例を、ニュース等で確認しておきます。

市社協

災害ボランティアセンターの機能強化	・市民に対し災害ボランティアセンターについて啓発を行うとともに、立ち上げ訓練や災害マニュアルの見直し、災害時に円滑な対応ができるよう、平時から取り組みます。 ・関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの機能を強化します。
防犯体制の強化	・防犯に関する講座や寸劇などの啓発メニューを幹旋します。 ・防犯に向けて、関係機関につながるよう連携を図ります。

市

防災リーダー・自主防災組織の育成支援	・防災リーダーや自主防災組織の育成するとともに、防災訓練、防災点検等の活動を支援し、地域防災力の向上に努めます。 ・消防団組織の充実を図ります。
防災ネットワークの構築	・災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・団体等と連携し、防災ネットワークを構築します。また、地域においては個人情報保護に配慮しつつ、避難に支援を要する方の把握に努めます。

地域防災力の強化	・防災意識の高揚、啓発のため、防災教育等を推進するとともに、ハザードマップの発行、街角防災看板の設置など周知・啓発を進めます。 ・防災Web配信アプリなどのITを活用した防災情報提供体制の充実、防災備蓄資機材購入、避難所での感染症対策のための衛生用品の充実など、設備や物資等の確保に努め、防災体制を強化します。
避難行動要支援者への支援推進	・避難行動要支援者に対しては、民生委員・児童委員をはじめ、区・自治会長、自主防災組織、近隣住民などが連携して、日頃から見守りや声かけを行います。 ・災害時において適切に避難誘導などができるよう、個人情報に十分配慮しながら、要支援者ごとに避難のあり方を検討します。
福祉避難所の拡充	・高齢者や障がい者、乳幼児など、要配慮者が避難生活を送ることのできる福祉避難所の拡充を図ります。
地域防犯対策の推進	・防犯に関する住民一人ひとりの意識を高めるため、市報やホームページに加え、メール配信により、注意を促します。 ・犯罪抑止、防止活動の啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、防犯活動を展開します。
地域における防犯パトロール組織の整備	・犯罪を防ぐために、行政・関係団体が連携をとり、地域における子どもの見守りなど、防犯体制づくりを整備します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は地域で生活している市民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、市や市社協の取り組みだけでは不十分であり、市民・地域との協働が不可欠となります。

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域で活動するボランティア、NPO法人、関係機関・団体、福祉サービス事業所も、重要な役割を果たします。

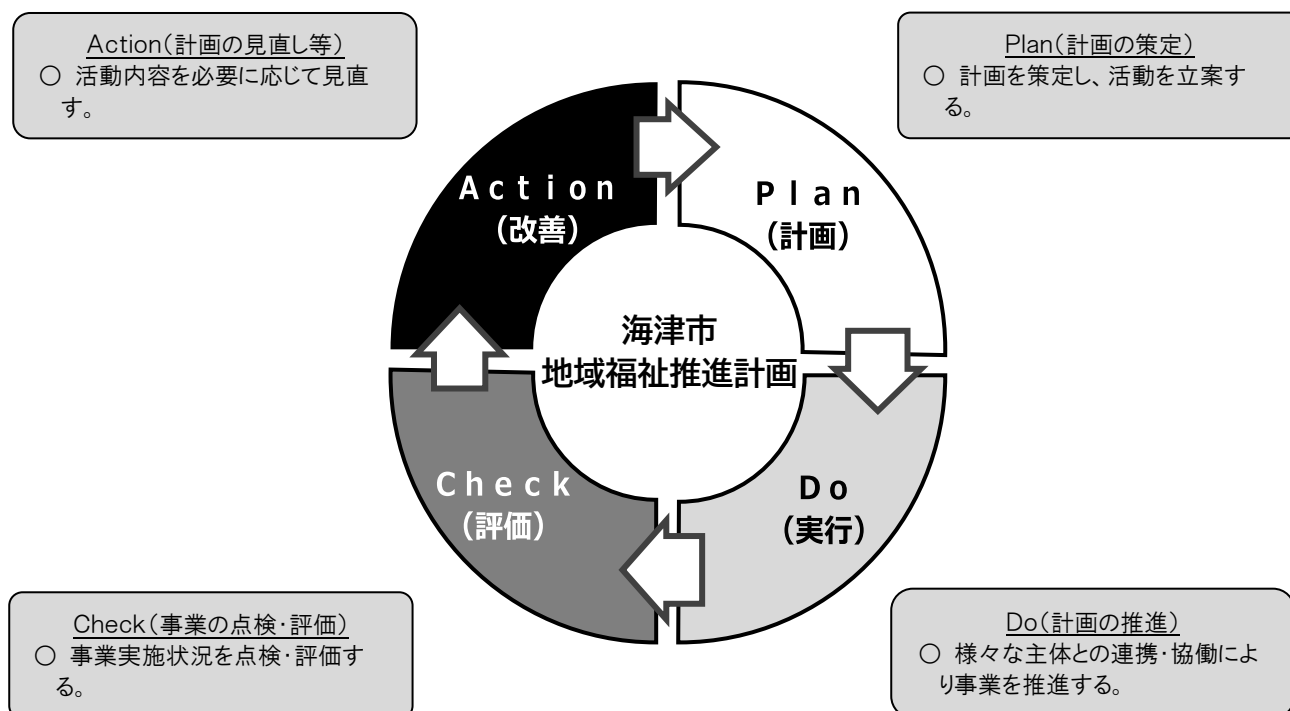
本計画の基本理念「つながりの輪で だれもが笑顔あふれるまち かいづ」を実現していくに当たって、これらの主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働で計画を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画の着実な推進に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)によるPDCAサイクルの考えのもと、主に重点施策を対象として取り組みの成果や課題を毎年進捗管理します。

また、重点施策以外の施策についても、大きな動向があった場合は進捗管理を行います。本計画全体の総括は、次期計画策定時に行うものとします。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗管理 】



資料編

用語集

用 語	解 説
数字・アルファベット	
8050問題	親が80代、その子どもが50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まっている状態。その背景としては、家族の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立がある。状況が悪化すると親子共倒れになる場合がある。
HIV	Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の略。人間の体を様々な細菌や病原体から守る細胞に感染するウイルス。HIVの増殖により、普段は感染しない病原体に感染しやすくなる状態をエイズ(AIDS: Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群)という。
LGBTQ	レズビアン(Lesbian: 女性同性愛者)、ゲイ(Gay: 男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual: 両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender: 性同一性障がい者などで、心と体の性が一致しない方)、クエスチョニング/Questioning(性的指向や性自認が定まっていない、どちらでもない)・クイア/Queer(自身を指す言葉)の頭文字をとった、性的少数者の総称のひとつ。
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取り組みを実行するための仕組み。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者のコミュニケーションを支援するサービス(サイト)。最近は、会社組織の広報としても利用されている。
あ 行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
意思決定支援	自己決定に困難を抱える障がい者や高齢者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために行う支援。

用 語	解 説
一般世帯	次の世帯の総称。 1. 住居と生計をとともにしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居をとともにする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 2. 上記の世帯と住居をとにし、別に生計を維持している間借りの単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者。 3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮に居住している単身者。
移動制約者	交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、様々な移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動が困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々。
インフォーマルサービス	公的機関や制度に基づかない、ボランティア、NPO、企業、自治会、老人クラブ等地域の様々な主体によるサービス。
横断的連携体制	複雑化・複合化した課題に対応するため、複数の部門をまたいで結成される組織体制のこと。縦割り組織の補完的な役割を担う。
か 行	
介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づき、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防及び要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防リーダー	介護予防教室や自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を主体的に行うボランティア。
海津市総合計画	海津市のあるべき姿と進むべき方向を明らかにし、望ましい将来のまちづくりを実現するため、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画。
学習支援	経済的困窮世帯を含む子どもを対象に、学力向上に向けた支援を行う事業。
基幹相談支援センター	障がいの区分を問わず、障がいのある方やその家族のための総合相談窓口として設置される機関。社会に溶け込み自立した生活を送れるよう、必要な援助と情報提供を行う。相談支援事業所や地域包括支援センター、さらには社協や学校、病院などと連携しながら、地域に住む障がい者の生活などのサポートを行う。
技能実習生	技能、技術または知識を開発途上国へ移転することによって、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、国内の事業所等で実習に従事する外国人。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
協働	市民、市民団体、NPO、事業者、行政などがそれぞれの持つ特性を生かし、協力し合い、連携して地域活動や課題の解決にあたること。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的に、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主。

用 語	解 説
近隣助け合いネットワーク	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯や病気や障がいのある方、子育て世帯などが地域で安心して暮らせることを願い、だれでも無理なくできる援助活動やふれあいを通して、日常生活を見守り、助け合っていこうとする近隣の方達による活動のための組織。
くらしサポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者のくらしの相談支援窓口。
ゲートキーパー	自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。
権利擁護	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
高齢者単身世帯	65歳以上の高齢者がひとり暮らししている世帯。
高齢者夫婦のみ世帯	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。
高齢者見守りネットワーク	行政が中心となり、住民・協力機関と連携を図り、高齢者が家族や社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を早期に発見して、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支える仕組み。
子育て世帯	18歳未満の子どもがいる世帯。
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関。
子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし子育てに関する不安や悩み、不登校や家庭内暴力等の様々な相談を受け、必要な支援機関につないだり、情報提供を行ったりする拠点。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について定める計画。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのこと。
子ども相談センター	児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。悩みを持っている子ども自身、両親や家族、保育園や学校、地域の方からの18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に応じ、援助する。
こども未来館	平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を改修し、子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともに、子育て支援の拠点としての役割を持つ「安心して過ごせる親子の居場所」とするために設置する施設。
コミュニティバス	地方自治体が、公共交通がない場所や不便な住宅地区等の交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。

さ 行	
災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
在宅介護支援センター	在宅の要介護高齢者や家族などを対象に、生活に必要な情報を提供するとともに、家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じる機関。
在宅福祉サービス	高齢者や障がい者が地域での生活を継続するために提供されるサービス。居宅介護など。
再犯防止推進協議会	市町村や民間団体、国の関係機関等と、再犯防止に向けた課題への包括的な対応をするための協議体。
再犯防止推進計画	「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき、犯罪をした者が再び罪を犯すことのないよう、社会復帰につなげるための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画。
サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。海津市では、ふれあい・いきいきサロンなどがある。
参加支援	社会的孤立などの課題を抱える方が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できる支援をすること。
三世代世帯	世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯。
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された会議。市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能。
資源	人間の生活や仕事等の活動のために利用可能なもののこと。福祉分野においては社会資源ともいい、地域の課題を解決するために利用可能な支援制度や施設、組織、ボランティア等の総称。
自主防災組織	災害から自分たちの地域は自分たちで守るという市民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織。
自治会	一定の区域に住所を有する人で形成された集まり。良好な地域社会を維持するため、自らが主体的に地域内で様々な活動を行う最も身近な地域主体。
市町村地域福祉計画策定ガイドライン	厚生労働省から示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」に基づき、市町村の計画策定の参考として標準的な策定手順や計画の構成などを例示したもの。
児童発達支援事業所	0歳から小学校就学前までの未就学児に発達支援を提供している施設。発達に不安のある子どもたちのケアを行い、課題を解決する手伝いや、その家族への支援を行い、負担を軽減することを目的としている。
市民活動ボランティアセンター	ボランティア活動のサポート、相談や紹介斡旋などを行う窓口。
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態。

社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っている。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪・非行の防止と犯罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動。
就学援助	小中学生のいる家庭の経済状況等により、学用品費・給食費・修学旅行費など就学費用の一部を援助する制度。
重層的支援会議	多機関協働事業において実施し、関係機関の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
重層的支援体制整備事業実施計画	重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第106条の5に基づき策定される計画。
主任児童委員	児童委員の中で児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。児童福祉関係機関との連絡調整、児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力をを行う。
障がい者計画	障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定する計画。
情報提供同意者	避難行動要支援者のうち支援者に情報提供することを同意した者。
職業消費生活相談センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者トラブルへの相談支援を行う機関。
自立支援相談事業	生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応じる相談窓口。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認も行う。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のこと。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティア。
身上保護	福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなど被後見人等が安心して生活できるように環境を整えること。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービスの充実や社会参加に向けて、サービスの担い手の養成、発掘や元気な高齢者が担い手として活躍する場の確保などをコーディネートする人のこと。市全域を活動範囲とする第1層コーディネーターと日常生活圏域ごとの第2層コーディネーターがある。
生活支援サポーター	買い物・掃除・ごみだしなど高齢者の日常生活を支える支援員。

生活支援体制	医療や介護サービスだけでは解決しづらい高齢者の暮らしの困りごとや社会参加を支援する体制。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障がいの程度や事情を確認して本人を支援する方（成年後見人等）を選任する。
成年後見センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、安心・安全な生活を送ることができるように、財産や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する機関。
成年後見制度利用促進計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。
セルフネグレクト	生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。ごみ屋敷や孤独死の原因ともいわれる。
相談支援コーディネーター	市町村が整備する包括的な支援体制において、複合化・複雑化した課題を解決するために、関係機関との連絡調整などを行う人のこと。
属性を問わない相談支援	本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走的支援を行うこと。
た 行	
多機関協働体制	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対応するための、関係機関の横断的な連携体制。
多世代交流	特定の世代だけでなく、子どもや子育て世代、高齢者など、異なる世代が交流すること。
ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと共に創っていく社会。
地域公共交通	地域住民の日常生活における移動、または旅客等の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。
地域公共交通会議	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場。
地域づくりに向けた支援	地域住民同士のつどいの場の確保や交流機会の創出、支え合う関係性の構築を支援すること。
地域福祉コーディネーター	地域生活全体をサポートする視点に立って、個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、地域福祉の知識・技術・能力を備えた人のこと。

地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく機関。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、地域の相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。
地区社会福祉協議会	地域に暮らす住民が話し合い、福祉課題の解決に向けて自分たちでできることを考え、具体的に活動していく住民の主体的な地域福祉活動を推進する地域の団体。
知的・精神相談支援事業	地域で生活する知的障がいや精神障がいのある方や家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活が送れるように総合的・継続的に支援する事業。
中核機関(権利擁護)	権利擁護支援を必要とする地域住民を迅速に適切な支援につなげるために、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。
デマンド交通	デマンド(需要・要求)に応じて運行する乗合交通機関。利用したい日時を事前予約し、最寄りのバス停から目的地のバス停まで(あるいはその逆方向)運行する方式のこと。自宅などバス停以外での乗降はできない。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。
特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。
な 行	
なんでも相談センター	市社協の実施する相談支援事業。法律相談と結婚相談を定期的実施するほか、分野にとらわれない総合相談窓口。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。
認知症	脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態。

認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
は 行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
発達支援センターくるみ	障がいの程度、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスの調整等について一貫した支援を生涯にわたり受けることができる機関。海津市では、海津総合福祉会館「ひまわり」内に設置している。
バリアフリー	住宅建築用語として、高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ハンセン病	らい菌という抗酸菌がおこす慢性の感染症。経鼻・経気道による感染が主であるが、感染力は非常に低く、治療法が確立した現代では、重篤な後遺症を残すことも少ない。適切な治療を受けない・受けられない場合、皮膚に重度の病変が生じ、他者への二次感染を生じる事もある。
伴走型支援	社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目的とする支援。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
病診連携	病院と診療所の連携の略。高度急性期・急性期・回復期・療養期などに機能分化し、病状に応じた医療の提供を行うことで、各医療機関がそれぞれの機能に合わせ連携し、地域全体で総合的に患者を診る体制。
フードバンク	安全に食べられるのに消費できない食品や流通に出すことができない食品を、家庭や企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。
フォーマルサービス	公的機関や専門職による、制度に基づくサービスや支援のこと。
複雑化・複合化した課題	ひとつの世帯において複数の課題が存在する状態(8050問題やダブルケアなど)や、世帯全体が地域から孤立している状態などを指す。
福祉教育	思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育むための様々な取り組み。
福祉協力校	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高めること、社会連帯感を養うこと、地域福祉の啓発を図ることを目的とした活動に取り組む学校。
福祉推進委員	援助を必要とする方々に対して、よき相談相手となるとともに、地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する担い手。
福祉避難所	災害発生時、高齢者、障がい者、妊産婦など一般の避難所で生活することが難しく、特別な配慮を必要とする方が利用する避難所。
福祉有償運送	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、買い物などを目的に有償で行う車による移送サービス。

ふれあい・いきいきサロン	地域で自主的に運営される、高齢者等が気軽に集まることができる交流の場・仲間づくりの場。
包括的支援体制	地域住民や関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に資する支援が行われる体制。
包括的相談支援機関	相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、複合的な課題を抱えた人に対し支援することができる総合的な相談支援体制。
防災Web配信アプリ	防災行政無線で放送した内容をスマートフォン等で、音声と文字で確認できるアプリ。
防災リーダー	災害に対する正しい知識や技能を持ち、地域の防災訓練や防災に関する研修で活躍し、災害時には地域の自助・共助活動を担う人。
法人後見	社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。
法定後見 (後見・保佐・補助)	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方に対して、本人の権利を法的に支援、保護するための制度。本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任する。
保護司	保護司法に基づき、犯罪や非行をした人を地域で支える民間のボランティア。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、またそれに携わる方のこと。
ボランティア連絡協議会	市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
ら 行	
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりのこと。一般的に、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などに分けられる。
リモート	対象が互いに離れている状態を意味する語。昨今では「コンピュータとネットワークを利用してオンラインで(非対面で)コミュニケーションを取る手段や方式」を指す場合が多い。

老人クラブ	高齢者が自主的に集まって活動する組織。健康・友愛・奉仕をモットーに社会奉仕事業、健康増進等の事業を行っている。また、老人福祉大会や軽スポーツ大会等の各種大会を行っている。
わ 行	
ワンストップ窓口	複数の部署・庁舎にまたがる手続き及び相談を、一度にまとめて行える窓口。

海津市地域福祉推進計画

発 行	令和 5 年 3 月	
発 行 者	海津市	社会福祉法人 海津市社会福祉協議会
問 合 せ 先	〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地 海津市 健康福祉部 社会福祉課 電 話 (0584) 53-1139 (直通) F A X (0584) 53-1569 E-mail shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp	〒503-0411 岐阜県海津市南濃町駒野 827 番地 1 (南濃総合福祉会館 ゆとりの森) 社会福祉法人 海津市社会福祉協議会 地域福祉課 電 話 (0584) 55-2300 (代) F A X (0584) 55-1990 E-mail info@kaizu-wel.jp